

令和9年度（令和9年（2027年）4月入園） 保育所等及び公立（沖縄市立）幼稚園 申込案内

保育所等 および公立幼稚園 の入園申込 は

電子申請 でお願ひします ♪

※やむを得ず電子申請が難しい方は、窓口での申請も可能です。

令和8年10月7日（水）～10月23日（金）

24時間
受付可
（来庁不要）

自宅や外出先
からも
申請可能！

必要書類は
写真添付OK

↓↓電子申請はこちらから↓↓



児童1人につき1部
新規・在園児問わず、
年度ごとに申請が必要
です。

マイナポータル ぴったりサービス

マイナンバーカードをお持ちであれば いつでもどこでも入所申込が可能です

窓口申請（一斉申込）

市役所受付期間

令和8年10月7日（水）～令和8年10月23日（金）

受付時間

午前9時30分～11時30分、午後1時～4時

※但し、10月14日（水）、10月20日（火）のみ午後7時まで受付を行います。

場所：沖縄市役所地下2階大ホール

対象者	受付場所	申込書類等配布場所
新規申込みの方	市役所地下2階大ホール	9月中旬～ 保育・幼稚園課窓口にて配布
市内認可保育施設に在園中の方	在園中の市内認可保育施設	在園中の市内認可保育施設
公立（沖縄市立幼稚園）在園中（令和8年度4歳児）で次年度も同幼稚園に継続希望の方	在園中の市立幼稚園	在園中の市内認可保育施設 および公立（沖縄市立）幼稚園 にて配布

※ 新規申込のきょうだい児についても、在園児のいる施設での受付となります。

※ 令和9年度発達支援保育利用申請については、令和8年7月31日（金）に受付終了していますが、申請を希望される方は、保育・幼稚園課までご相談ください。



【お問い合わせ】 沖縄市役所 保育・幼稚園課 入所係
TEL：098-939-1212（内線3135・3136・3179）

保育所等の入所に関する注意事項



入所後の継続についても同様ですのでご注意ください！



●在園児のいるご家庭へ

- ① 年度の途中で世帯の状況が変わった場合（婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当の支給停止、障がい世帯への変更、所得の修正申告等）は、その日の属する月の翌月初日（その日が初日の場合は当月）から保育料の階層区分の変更を行います。書類を提出していただく必要がありますので、必ず、保育・幼稚園課（入所係）へご連絡ください。ただし、過年度に遡及しての変更は行いません。
※世帯の税額によっては、保育料に変更がないこともあります。
- ② 求職活動を理由とした認定期間は、原則申請日から90日を限度にその日が属する月末までとなります。
- ③ 年度の途中で別の保育所（園）へ転園（保育所を移る）を希望される場合は、退所後、希望の保育所（園）に空きができるまで待つことになります。
- ④ 他市町村へ転出する場合、認可保育所（園）へ在籍できるのは、転出届を提出したその月の末日までになります。
- ⑤ 退所する場合は、退所する月の10日までに保育・幼稚園課へご連絡ください。
※退所届の提出が必要になります。

●入所取り消し及び退所となる場合

- ① 入所は、書類審査及び家庭の状況の調査後に決定しますが、申請内容・添付書類等に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ② 入所基準に該当し、児童に歩行や言語など発達の遅れ、疾病、アレルギー等があると思われる場合は申込み用紙への記入を確実にお願いします。また、面談の際にも必ずお申し出ください。
ただし、医師などの専門家が、集団保育に向かないと判断した場合や内定した園の受け入れ体制が整わない場合、入所できないことがありますのでご了承ください。
- ③ 自己都合により1ヶ月以上通園しない場合は、退所となります。里帰り出産の場合は2ヶ月以上通園しない場合は、退所となります。
- ④ 在園中の児童が、病気（入院、自宅療養）により、2ヶ月以上の長期欠席となる場合は、退所となります。
※病気等により連続して1ヶ月以上欠席する場合は、保育・幼稚園課（入所係）へ欠席届と診断書【所定の様式あり】の提出が必要になります。

●お申込みされたみなさまへ

- ① 保育所等へ入所が決定した場合、保育料の口座引き落としの手続きにご協力ください。口座登録がない場合、毎月納付書を発送いたしますので、金融機関でのお支払いをお願いいたします。決められた保育料を納入しない場合は差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- ② 児童の父母は、別居中であっても、証明書の提出が必要です。
※離婚調停中である旨が確認できる書類の提出があれば、別居の保護者の証明書は提出不要です。
- ③ 保育所入所は、児童の保育の必要性により選考されます。入所申込状況によっては、ひとり親世帯であるために必ず入所できるということではありませんのでご理解ください。
- ④ 勤務先、勤務日数(時間)の変更や退職、世帯状況の変更等、申込時と提出書類の内容に変更がある場合は必ず保育・幼稚園課（入所係）へご連絡ください。
- ⑤ 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康手帳（母子手帳）の分娩予定日が記載されているページの1ページを必ず提出してください。育児休業を取得する場合も、証明書を提出してください。
※育児休業期間中に既に在園している児童の継続入所が認められる期間は、原則生まれた児童の1歳の誕生日の前日までです。やむを得ず、育児休業の延長をする場合はご連絡ください。



もくじ

共通

1. 認定区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

2. 保育を必要とする事由・・・・・・・・・・・・・・・・P 2

3. 保育所等の利用時間について・・・・・・・・・・P 3

保育所／認定こども園／小規模保育園等

4. 沖縄市へ転入予定の方・広域利用の方へ・・・・P 4

5. 保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5～6

6. 保育所等（2・3号認定）申込みスケジュール・・P 7～8

7. 保育所等の申込みに必要な書類・・・・・・・・P 9～10

8. 保育所等のよくある質問事例集・・・・・・・・P 11～14

9. 保育所等の類型ごとの違い・・・・・・・・・・P 15～16

10. 保育所等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 17～22

11. 連携施設（3歳からの移行園）のご案内・・・・P 23

12. 公立（沖縄市立）幼稚園入園案内・・・・・・・・P 24

幼稚園

13. 公立（沖縄市立）幼稚園『教育時間』利用案内・・P 25

14. 公立（沖縄市立）幼稚園『預かり保育』利用案内・P 25

15. 公立（沖縄市立）幼稚園申込みスケジュール・・・・P 26

16. 幼稚園の申込みに必要な書類・・・・・・・・P 27～28

17. 公立（沖縄市立）幼稚園その他の案内
（給食費・アレルギー対応・転入予定の方）・・P 29

18. 幼稚園のよくある質問事例集・・・・・・・・P 30

共通

19. 兄弟姉妹の同時申込について・・・・・・・・P 31～32

20. 保育利用調整基準表（点数表）・・・・・・・・P 33～34

21. 利用申込書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・P 35～36

22. 認定こども園等（1号認定）申込方法について・・P 37

23. 発達支援保育の利用申請について・・・・・・・・P 37

24. その他の事業案内・・・・・・・・・・・・・・・・P 38～39

25. 各種様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 40

26. 必要書類チェックシート・・・・・・・・・・P 41

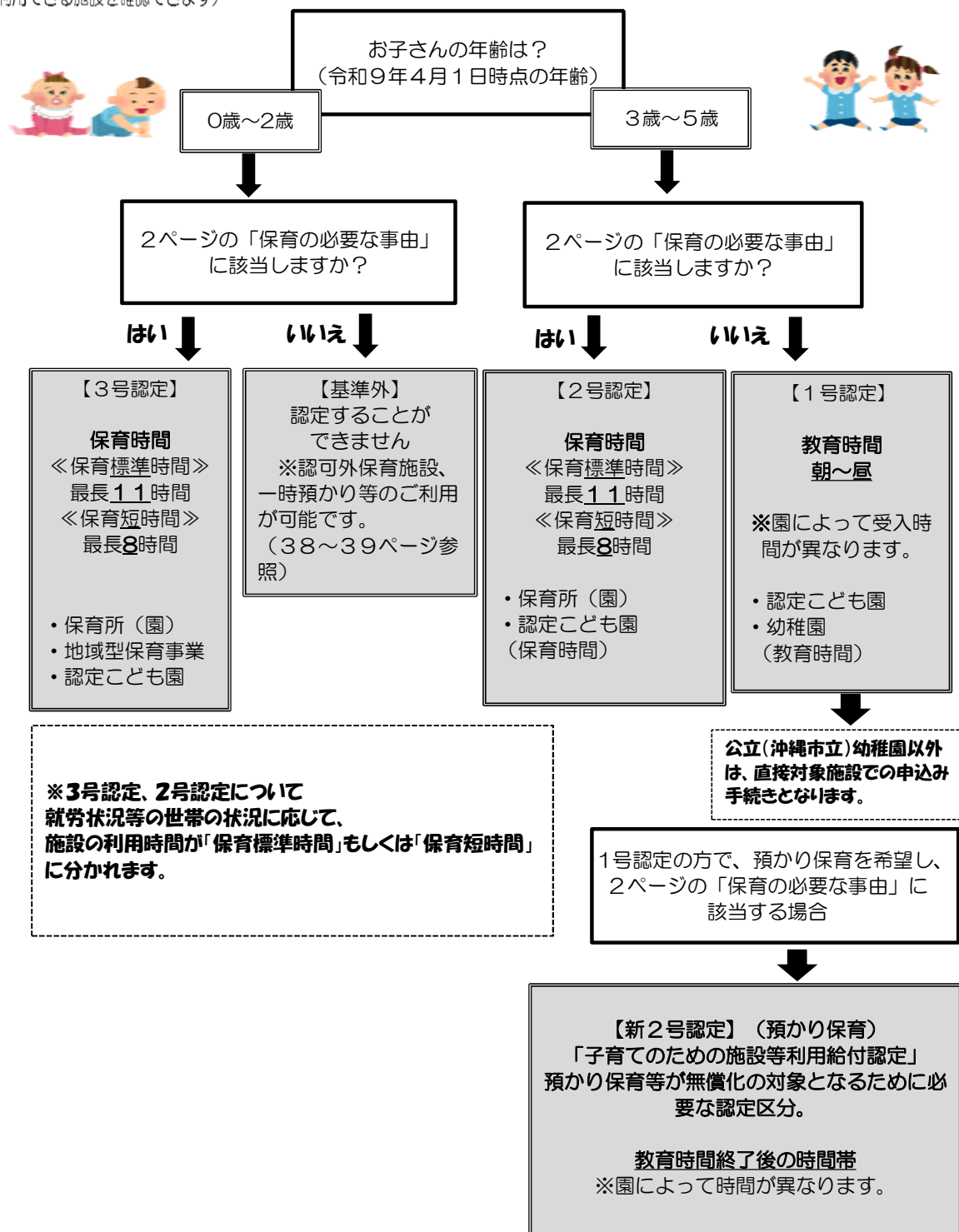
1) 認定区分について

教育・保育施設の利用を希望する場合は、市町村へ申請をし、利用するための認定(1号・2号・3号)を受ける必要があります。
教育・保育施設を保育時間で利用するための認定「2号・3号認定」を受けるためには、「保育を必要とする事由」が必要です。
認定されると、市町村から「支給認定通知書」が交付されます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
3号認定	・満3歳未満 ・保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 地域型保育事業 認定こども園（保育利用）
2号認定	・満3歳以上 ・保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育利用）
1号認定	・満3歳以上 ・保育の必要な事由に該当しない	認定こども園（教育標準時間） 幼稚園（教育時間）

認定区分 確認チャート

(利用できる施設を確認できます)



2) 保育を必要とする事由

保育認定を受けるためには、保護者全員が保育の必要な事由に該当する必要があります。



保育の必要な事由	内 容	認定期間
①就労	1ヶ月に64時間以上労働することを常態としている場合。	雇用期間の末日が属する月の末日まで
②妊娠・出産	妊娠中または産後間もない場合。	産前8週（多胎児の場合14週）及び産後8週が経過する日の属する月の末日まで
③疾病・障がい等	病気もしくは負傷している場合。 精神もしくは身体に障がいを持っている場合。	診断書（市様式）、障害者手帳等に記載されている療養・認定期間が属する月の末日まで
④親族の介護・看護等	親族を常時介護または看護している場合。 （長期入院等を含む）	診断書（市様式）等に記載されている療養期間が属する月の末日まで
⑤災害復旧等	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。	事由により判断
⑥求職活動	求職活動を行っている場合。	求職活動を開始してから90日を経過する日の属する月の末日まで
⑦就学	学校教育法に定められている学校や職業訓練校に通学している場合。	在学証明書に記載されている予定在学期間が属する月の末日まで
⑧虐待等	虐待やDVのおそれがある場合。	事由により判断
⑨育児休業 （在園児のみ）	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合。※育児休業終了日は原則として生まれた子の1歳の誕生日の前日までとする。それまでに職場復帰を行うことが条件。	育児休業の期間が属する月の末日まで
⑩みなし育児休業 （在園児のみ）		
⑪その他	市長が認める上記に類する状態。	事由により判断

3) 保育所等の利用時間について

2号認定または3号認定を受けた方は、「保育標準時間」もしくは「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間	最長 11 時間	保育短時間	最長 8 時間
--------	----------	-------	---------

- ・各施設が定めた利用可能時間を超えた場合、延長保育を利用することができます。
延長保育料は無償化の対象とはなりません。（実費負担）
- ・保護者のどちらかが保育短時間に該当する場合は、保育短時間での認定となります。
- ・「保育標準時間」と「保育短時間」で保育料は異なります。（詳細は6ページ）

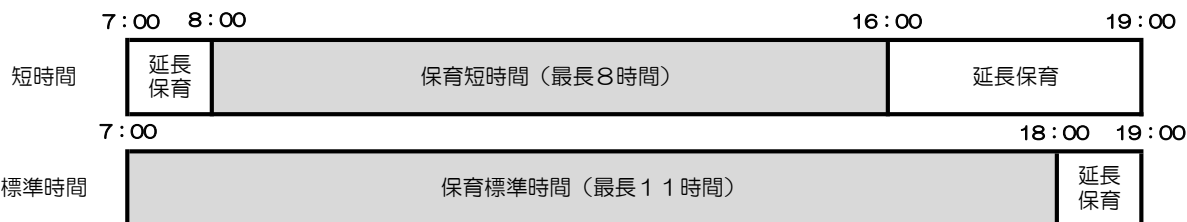
※勤務時間等、認定事由変更が生じた場合は、毎月25日（25日が土日祝日の場合は翌開庁日）までに就労証明書等の必要書類を提出してください。時間変更がある場合、翌月からの変更となります。提出が遅れると翌々月からの変更になります。やむを得ず、提出が遅れる場合も毎月25日までに必ずご連絡ください。

保育の必要な事由	保育標準時間	保育短時間
①就労	○ 月120時間以上の勤務	○ 月64時間以上 120時間未満の勤務
②妊娠・出産	○ 分娩予定日より前後8週	△（希望により可）
③疾病・障がい等	○	△（希望により可）
④親族の介護・看護等	○	△（希望により可）
⑤災害復旧等	○	△（希望により可）
⑥求職活動	×	○
⑦就学	○ 月120時間以上の就学	○ 月120時間未満の就学
⑧虐待等	○	△（希望により可）
⑨育児休業 （在園児のみ）	○ 妊娠・出産前の事由により判断	○ 妊娠・出産前の事由により判断
⑩みなし育児休業 （在園児のみ）	○ 妊娠・出産前の事由により判断	○ 妊娠・出産前の事由により判断
⑪その他	要相談	

利用時間のイメージ（保育所開所時間を7：00～19：00とした場合）



< 2・3号認定 >



※上のような施設で、保育短時間の方が9時～17時まで利用した場合、16時～17時は延長保育となります。
 ※保育短時間について、何時から何時までを8時間とするかは施設によって異なりますので直接施設にご確認ください。
 ※各施設によって、開所時間や延長保育時間等は異なります。17～22ページ記載の保育所等一覧をご確認ください。

4) 沖縄市へ転入予定の方・広域利用の方へ

沖縄市から市外の保育施設を希望する場合、または、市外から沖縄市への保育施設を希望する場合、以下の方法で申込みをお願いします。

●市外から転入予定の方

入所希望月の前月20日までに、沖縄市へ転入する方が申込みできます。

※転入が入所予定日の前月20日以降になる場合は、事前に保育・幼稚園課にご相談ください。

申込窓口：保育・幼稚園課（沖縄市役所 2階）

申込期限：希望月の前々月末までに、提出をお願いします。

※4月1日入所を希望する方は、一斉申込期間内に提出してください。

必要書類：①利用申込書および必要書類（9～10ページ参照）

②転入に関する誓約書

③「賃貸借契約書」の写しなど、転入先の住所、転入予定日が確認できるもの

※入所内定・決定を受けても、利用決定月の前月20日までに沖縄市への転入が確認できない場合、取り消しとなる場合があります。

●広域利用の方

広域利用とは、お住まいの市町村以外の認可保育所に入所を希望する場合、市町村間で協議を行った後に、希望する保育施設への入所が可能となる制度です。保育料は、住民票のある市町村の基準となります。

※希望する市町村の空き状況によって、入所ができない場合もあります。

広域利用は、①沖縄市から市外の施設を利用の場合と、②市外から沖縄市の施設を利用する場合があります。

①沖縄市内にお住まいの方が、市外の保育施設を希望する場合

沖縄市が受付し、沖縄市から対象市町村へ申込書類を送付、その市町村と協議を行います。

申し込み窓口、期限、書類は、市町村によって異なることがある為、事前に入所希望先の市町村に確認をお願いします。

申込窓口：沖縄市役所 保育・幼稚園課 ※市町村によっては、直接申込の場合があります。

申込期限：希望する施設の市町村へご確認ください。（希望先市町村へ申込期限確認し、その14日前までに沖縄市へ提出）

必要書類：入所希望先の市町村にてご確認ください。

※転出予定で申込みをされた方は、住民票の異動後に、転出先の市町村で再度申込みが必要な場合があります。

②市外にお住まいの方が、沖縄市の保育施設を希望する場合

お住まいの市町村で受付となります。その後、その市町村と沖縄市で協議を行います。

申込期限、書類は、事前にお住まいの市町村に確認をお願いします。

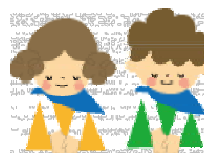
申込窓口：お住まいの市町村

申込期限：希望月の前々月末まで。（書類が期限内に到着するよう申込みをして下さい）

必要書類：お住まいの市町村の様式

※申込み児童が、お住まいの市町村にて認可保育施設を利用中の場合は、二重に利用決定はできません。

※沖縄市内の待機児童が解消するまでは、市内の方を優先するため、市外からの受入れができないことがあります。



5) 保育料について

●保育料の算定について

保育料は、父母の市区町村民税所得割等課税額を合算した額で保育料を決定します。

※入所（園）する児童やその父母が、祖父母等の扶養に入っている場合は、その生計の主宰者の市区町村民税

所得割等課税額を加算する場合があります。令和9年度保育料については、決定次第お知らせいたします。

※税が未申告で確認ができない場合、最高額の保育料となりますので、所得がない方も申告が必要となります。

●保育料納入について

	公立・私立認可保育園	・地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育所） ・認定こども園
保育料額	保育料額は、市が定めており、保育園・地域型保育事業所・認定こども園のいずれも同額となります。	
納付先	沖縄市	各事業所（園）
納付方法	原則、全員口座引落し	各事業所（園）によって異なります
納付日	毎月15日（当月分） ※15日が金融機関休業日の場合は翌営業日	各事業所（園）によって異なります
備考	・口座引落しは毎月1回のみです。 ・残高不足等により引落しできなかった場合は、後日督促状と納付書を郵送します。 最寄りの金融機関でお支払い下さい。	保育料の納付についての詳細は、 各事業所（園）にお問い合わせ下さい。
	＊ 保育料以外の諸費用については、各施設にお問合せください ＊	

※決められた保育料を納入しない場合は差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

●保育料の切り替え

毎年9月に保育料の切り替え作業を行います。

市民税額が決定するのが毎年6月のため、4月～8月は前年度分の市区町村民税所得割等課税額、

9月～3月は当年度の市区町村民税所得割等課税額により保育料を決定します。

転入の方については、提出された課税証明書等（市区町村民税の均等割・所得割が確認できるもの）により確認します。

税の修正申告等により、市民税額が変更になった場合は**申告の翌月より**保育料の変更を行います。

変更したことにより保育料に差額が出た場合は、追加納付、充当、還付等が発生する可能性があります。

※修正申告をされた方は必ずご連絡をお願いします。

●保育料の階層区分変更

保育料の切り替え以外に世帯の状況に変動があった場合、保育料が変更となることがありますので、必ず保育・幼稚園課へ連絡をお願いします。（婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当の支給開始・停止、障がい世帯への変更、求職活動から就労への変更等）

●過年度分の保育料について

過年度分の修正申告等により市町村民税額に変更があった場合や、過年度の保育料に影響のある書類が提出された場合は、過年度分の保育料は遡及し変更することはありませんのでご注意ください。

●保育料の軽減について

①父母の市区町村民税の所得割の合計額が57,700円未満で、同一世帯に保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合

⇒ 申込した児童の年齢が高い順から2番目のときは半額とし、3番目以降は無料となります。

②ひとり親世帯・障がい世帯について、保護者の市区町村民税の所得割の額が77,101円未満で、同一世帯に保護者と生計を同一にする子どもが2人以上いる場合

⇒ 申込した児童の年齢が高い順から2番目以降のときは無料となります。

●無償化・免除について

・0～2歳児クラスの**非課税世帯**につきましては保育料が無償となります。

※給食費も同様に無償となります。（0歳～2歳児クラスでは、食材料費は保育料に含まれます）

・3～5歳児クラスの子どもにつきましても、保育料が無償となります。 ※1

※1 給食費のうち「副食費」につきましては、以下①または②に該当する場合免除となります。

①市民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯・障がい世帯、市民税所得割額57,700円未満の世帯

②小学校就学前までのお子さんを第一子として算定し、第三子以降となる子どもに該当する場合。

＊給食費（主食費・副食費）の金額、徴収方法等につきましては、入所が決定した園にお問い合わせください。

《 参 考 》令和8年度 沖縄市保育料

◎令和9年度の4月～8月は令和8年度の市区町村民税額、9月～3月は令和9年度の市区町村民税額により保育料を決定します。
※令和9年度 沖縄市保育料は、まだ決定しておりません。
決定次第、お知らせいたします。

階層 区分	定 義		お子さんの人数	保 育 料 月 額 (円) 【 標 準 時 間 】		保 育 料 月 額 (円) 【 短 時 間 】	
				3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯		① 生計を一にしている兄弟姉妹を数える	全て	¥0	無償	¥0
第2	市町村民税 非課税世帯	〔 均等割・所得割 ともに0円 〕		全て	¥0		¥0
第3		所得割額 〔 48,600円未満 〕	ひとり親世帯 ・障がい世帯 その他世帯	1人目	¥6,550		¥6,400
				2人目以降	¥0		¥0
				1人目	¥15,700		¥15,400
				2人目	¥7,850		¥7,700
				3人目以降	¥0		¥0
第4	市町村民税 均等割額あり 課税世帯	所得割額 〔 48,600円以上 97,000円未満 〕	所得割額 77,101円未満の ひとり親世帯 ・障がい世帯 その他世帯 ※57,700円未満 については、生計を 一にしているきょう だいを数えます	1人目	¥6,550		¥6,400
				2人目以降	¥0		¥0
				1人目	¥24,000		¥23,500
				2人目	¥12,000		¥11,750
第5		所得割額 〔 97,000円以上 169,000円未満 〕	② 認可保育所等在園児童のみ数える（※1）	3人目以降	¥0		¥0
				1人目	¥36,600	¥35,900	
				2人目	¥18,300	¥17,950	
第6		所得割額 〔 169,000円以上 301,000円未満 〕		3人目以降	¥0	¥0	
				1人目	¥41,300	¥40,500	
				2人目	¥20,650	¥20,250	
第7		所得割額 〔 301,000円以上 397,000円未満 〕		3人目以降	¥0	¥0	
				1人目	¥41,800	¥41,000	
				2人目	¥20,900	¥20,500	
第8		所得割額 〔 397,000円以上 〕		3人目以降	¥0	¥0	
				1人目	¥51,000	¥50,100	
				2人目	¥25,500	¥25,050	

きょうだいが下記の施設等に在園している場合、必ず受付調査票の③にご記入ください。
また、下記の施設等で公立・私立の幼稚園以外に在園している場合は別途、在園証明書（所定様式あり）の提出が必要となりますのでご連絡ください。

(※1) 其他対象児童：幼稚園（公立・私立）、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、知的障害児・難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童心理治療施設に入所または児童発達支援事業所を利用しているきょうだい児

6) 保育所等(2・3号認定)申込みスケジュール

4月入所希望

(1)施設選び 施設選びの見学をおすすめします。(見学しなくても申込は可能です。)

(2)書類準備 就労証明書などの必要書類をご準備ください。
証明書類は令和8年7月1日以降の証明日のものがが必要です。(必要書類の詳細は9ページへ)

(3)入所申込 一斉申込期間 令和8年10月7日(水)～令和8年10月23日(金)

※書類に不備がある場合は、受付できません。

※電子申請については、末日が土日祝日にあたる場合も申請可能になります。(24時間受付)

(4)書類審査・実態調査

勤務等の状況について、電話や訪問等により申込書類の内容確認をおこないます。

※申込に虚偽がある場合は、申込みが無効になります。

(5)利用調整(一次)

クラス年齢ごとの利用調整を行います。先着順や抽選ではありません。

「保育利用調整基準表」(33～34ページ参照)に基づき、保育の必要性の高い方から順に決定します。

(6)内定通知(一次)《1月下旬予定》

「施設利用内定通知書」及び「健康診断書(様式)」が郵送で届きます。

(7)利用調整(二次)

令和8年12月28日(月)までに「認定・利用申込申請」した方が対象

※利用調整(一次)による内定辞退や、在園児の退所等による空きについて、利用調整(二次)を行います。

※利用調整(一次)で内定しなかった場合は、自動的に利用調整(二次)の対象になります。

※一斉申込期間内に書類提出された方で書類の内容に変更がある場合も

令和8年12月28日(月)までに提出

※希望園変更は、一斉申込期間内および、一次調整結果通知後(1月下旬予定)に、
沖縄市ホームページにて公開される「空き枠状況」に掲載されている期間内のみ
保育・幼稚園課で受付します。



空き枠状況

(8)結果通知(二次)

利用可能となった場合は内定者へ直接電話にて連絡。入所希望確認(打診)いたします。

入所申込みを取り下げない限り、令和10年3月入所まで、毎月、利用調整(選考)の対象となります。

※初月の申込内容に基づき選考されますので、申込時から状況が変わった場合、必ず保育・幼稚園課までご連絡ください。

入所内定の場合

(9)面談・健康診断《2月～》

内定施設にてお子様と一緒に面談を受けてください。
その際に、内定施設への健康診断書の提出が必要です。

(10)入所・保育料決定

面談の結果を踏まえ、集団保育に支障がない事を
確認し、入所決定になります。

決定した児童の保護者に対して「利用施設決定通
知書兼保育料決定通知書」を送付します。※令和
9年4月より新規認定および認定変更がある児童
については、「支給認定通知書」または「支給認
定変更通知書」を送付します。

(11)入園・慣らし保育

入園後、子どもが集団生活に慣れるために慣らし
保育の期間を設けて、通常の保育が開始します。
(施設により異なる。)

入所保留の場合

(12)結果受領《1月下旬予定》

「入所保留通知書」を送付します。

※入所保留の場合も「支給認定通知書」を送付します。
また、無償化の対象者にはみなし認定通知書を送付します。

(13)利用調整

※5月以降の毎月の調整結果で、内定した場合のみ、保
育・幼稚園課から直接電話で連絡します。

※入所保留となった児童の待機証明書の発行ができます。
(待機証明書を発行する場合は、みなし認定書は無効に
なります。)

年度途中（5月～3月）入所希望

※2・3月入所は卒園を控えているため、新規受入がない場合もございます。

(1) 施設選び 施設選びの見学をおすすめします。（見学しなくても申込は可能です。）

(2) 書類準備 就労証明書などの必要書類をご準備ください。
証明書類は申込日から3か月以内の証明日のものがが必要です。（必要書類の詳細は9ページへ）

(3) 入所申込

入所希望月の前々月の末日（末日が土日祝日にあたる場合は、その前開庁日）まで

※書類に不備がある場合や、受付締切後は受付できませんので早めの申込みをお願いします。

※電子申請については、末日が土日祝日にあたる場合も申請可能になります。（24時間受付）

(4) HPに空き枠状況公開・希望園変更・追加

毎月1日に、沖縄市ホームページにて空き枠を公開しています。
掲載されている期間内に希望園変更を保育・幼稚園課で受付します。



空き枠状況

(5) 書類審査・実態調査

勤務等の状況について、電話や訪問等により申込書類の内容確認をおこないます。

※申込に虚偽がある場合は、申込みが無効になります。

(6) 利用調整

クラス年齢ごとの利用調整を行います。先着順や抽選ではありません。

「保育利用調整基準表」（33～34ページ参照）に基づき、保育の必要性の高い方から順に決定します。

(7) 内定連絡

利用可能となった場合は内定者へ直接電話にて連絡。入所希望確認（打診）いたします。

入所申込みを取り下げない限り、令和10年3月入所まで、毎月、利用調整（選考）の対象となります。

※初月の申込内容に基づき選考されますので、申込時から状況が変わった場合、必ず保育・幼稚園課までご連絡ください。

入所内定の場合

(8) 面談・健康診断

内定施設にてお子様と一緒に面談を受けてください。その際に、内定施設への健康診断書の提出が必要です。

(9) 入所・保育料決定

面談の結果を踏まえ、集団保育に支障がないことを確認し、入所決定になります。
決定した児童の保護者に対して「利用施設決定通知書兼保育料決定通知書」を送付します。

(10) 入園・慣らし保育

入園後、子どもが集団生活に慣れるために慣らし保育の期間を設けて、通常の保育が開始します。（施設により異なる。）

入所保留の場合

(11) 入所保留≪連絡・通知なし≫

※5月以降の毎月の調整結果で、内定した場合のみ、保育・幼稚園課から直接電話で連絡します。

※提出した申込書は年度内有効になります。入所待ちになる方は、引き続き希望施設に空きができ次第、利用調整を行います。

※申込後、希望施設や世帯状況の変更がある場合は、必ず保育・幼稚園課にご連絡下さい。

※入所保留となった児童の待機証明書の発行ができます。希望する保護者は、保育・幼稚園課にて発行申請を受付けます。（待機証明書を発行する場合は、みなし認定書は無効になります。）

7) 保育所等の申込みに必要な書類

申込み時は、下記の1～4の必要書類を揃えて提出してください。（41ページに必要書類チェックシートもございます）

○注意事項○

- ・不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。
- ・黒か青のペンでご記入ください。消せるペンや鉛筆で記入した場合は受付できません。
- ・受付の混雑を避けるため、写しを提出する書類は事前にコピーしていただきますようお願いいたします。
- ・保育の必要な事由を証明するものは、一斉申込期間中は、記入日が令和8年7月1日以降の書類が有効となり、一斉申込期間以降は、申請日の3か月以内に作成されたものが有効になります。

1. 利用申込書 児童1人につき1枚
【施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（現況届） 兼 利用申込書】

2. 保育所・幼稚園受付調査票 世帯で1枚

3. 保育の必要な事由（就労等）を証明するもの
下の表をご確認ください

保護者1人につき1枚
（下の子に原本添付、他きょうだい児については写し可）

児童の父母は、別居中であっても、証明書の提出が必要です。

※離婚調停中である旨が確認できる書類の提出があれば、別居の保護者の証明書は提出不要です。

保育の必要な事由		提出書類	保育時間
就労	勤務	①就労証明書 【所定の様式】 ※就労先に記入してもらってください。 ※就職内定の方については、4月以降も継続で勤務していることがわかる証明書を提出していただきます。	・ 保育標準時間 (月120時間以上の勤務) ・ 保育短時間 (月64時間以上120時間未満の勤務)
	自営業等	①就労証明書 【所定の様式】 ※項目5.雇用形態に☑を入れて下さい。 ①の書類に加え、下記要件に該当する場合は、併せて資料を提出してください。 (開業初年度の方) 開業届や営業許可証 または 商工会議所や組合等による証明 (開業2年目以降で、市外で申告した方) 営業収入が記載されている申告書の写し ※開業したばかりで申告書の写しがすぐに提出できない場合は、後日提出していただきます。 ※資料の提出がない場合、書類不備とし入所審査に影響する場合があります。	
疾病・障害	疾病	①医師の診断書（保護者用） 【所定の様式】 ※病院様式は使用できません。	保育標準時間
	障害	①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 } ①～③のいずれかの書類	
親族の介護・看護	①医師の診断書（看護・介護用） 【所定の様式】 ※病院様式は使用できません。 ②看護・介護申立書 【所定の様式】 ※「介護保険被保険者証の写し（介護のみ）」（お持ちの方のみ）		
就学	①在学証明書 【所定の様式】 ②時間割やカリキュラム等の写し		・ 保育標準時間 (月120時間以上の就学) ・ 保育短時間 (月64～120時間未満の就学)
妊娠・出産 (就業中の方も提出)	①親子健康手帳（母子手帳）の分娩予定日が記載されているページの写し ※切迫早産等での申請の場合は医師の診断書（保護者用） 【所定の様式】		保育標準時間
災害復旧等	①罹災証明書		
求職活動	①求職活動（起業準備）状況申立書 【所定の様式】		保育短時間
育児休業	①就労証明書 【所定の様式】 ※就労先に育児休業取得（予定）期間を記入してもらってください。 ※10ページの「5. 育児休業にて利用申込を行う方」欄を必ずご確認ください。		妊娠・出産前の事由により判断
みなし育児休業	①申立書 【所定の様式】 ※内容を確認のうえ、所定の様式をお渡しします。窓口までお越しください。		
その他	①申立書 【所定の様式】 ※内容を確認のうえ、所定の様式をお渡しします。窓口までお越しください。		

4. その他、世帯の状況により必要な書類 ※下の表をご確認ください。

世帯状況	必要書類
離婚調停中	離婚調停中関係の書類
ひとり親世帯	※下記の①～④のいずれか1つの提出をお願いします。 ①「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（ひとり親とわかるもの）」の写し ②「児童扶養手当証書（受給者証）」の写し ③「母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格証書（受給者証）」の写し ④「遺族年金証書（遺族年金の受給がわかるもの）」の写し
障がい者（児）のいる世帯	※下記の①～⑤のいずれか1つの提出をお願いします。 ①「身体障害者手帳」の写し ②「精神障害者保健福祉手帳」の写し ③「療育手帳」の写し ④「特別児童扶養手当 障害認定通知書」または「特別児童扶養手当有期再認定通知書」の写し ⑤「障害年金証書（障害年金の受給がわかるもの）」の写し
生活保護世帯	①「被保護証明書」
申込時点で沖縄市に住所登録がない方（転入予定で申込の方、単身赴任等で市外在住の保護者がいる方等） ①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載してください。 ②マイナンバーの記載ができない方は、課税証明書を提出してください。	①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載。 個人番号の確認のために持参する書類（i、ii） i 個人番号を確認するための書類（次のうちいずれか一つ） ・「個人番号カード」・「通知カード」・「個人番号が記載された住民票」 <u>※個人番号カードをお持ちの方は、iiの書類は必要ありません。</u> <u>※各書類の氏名・住所等は、住民票と一致している場合に限りです。</u> ii 申請者本人であることを確認するための書類 顔写真付きの身分証明書（次のうちいずれか一つ） ・「運転免許証」 ・「身体障害者手帳」 ・「運転経歴証明書」・「精神障害者保健福祉手帳」・「パスポート」 ※顔写真付きの書類を提示できない場合は、下記の書類を2つ以上提示してください。 ・「医療保険資格確認書」 ・「国民年金手帳」 ・「特別児童扶養手当 障害認定通知書」または 「特別児童扶養手当有期再認定通知書」 ・「児童扶養手当証書」 ※代理人（保護者以外）が提出する場合、保護者の個人番号を確認できる書類の他に、委任状と代理人の顔写真付きの身分証明書を持参してください。 ※委任状は所定の様式をご利用ください。市ホームページからダウンロード可能です。 <u>※マイナンバーの記載があっても、未申告の方（被扶養者を含む）や1月1日時点の住所に誤りがある場合、課税情報の確認ができません。</u> <u>その場合、保育料が最高額となる可能性がありますのでご注意ください。</u>
	②「令和8年度 課税証明書」（※所得証明書ではありません） （令和8年1月1日現在の住民登録市町村にて取得し、提出してください） ※令和9年1月1日時点で、沖縄市に住所が無い場合も同様に、 「令和9年度 課税証明書」の写しが必要になります。 （令和9年6月末までに提出をお願いします。）
軍人・軍属の方	・2025 W-2 Wage and Tax Statement の写し （令和7年分の収入が確認できるもの） ・2026 W-2 Wage and Tax Statement の写し （令和8年分の収入が確認できるもの） （※2026 W-2については、令和9年6月頃までに提出をお願いします。）
保育施設・放課後児童クラブ等に就労の方	保育施設または放課後児童クラブ等で勤務されている方で、以下の資格を有している場合は、資格証等の写しを添付してください。 ①保育士 ②子育て支援員 ③幼稚園教諭 ④教員免許 ⑤社会福祉士 ⑥放課後児童支援員 ⑦看護師・准看護師 ⑧保健師

5. 育児休業にて利用申込を行う方

2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は、保育所等の利用申込書の写しが必要となります。利用申込を行う際は、必ず申込書のコピー（電子申請で申込を行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申込を行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。

8) 保育所等のよくある質問事例集



沖縄市エイサーキャラクター

よくあるお問合せの内容です。確認してお申込みください！



沖縄市エイサーキャラクター

1) 申込手続きについて

Q1. 申込書類はどこでもらえますか。

沖縄市役所2階 保育・幼稚園課の窓口のほか、沖縄市ホームページからもダウンロード可能です。

Q2. 申込期限を過ぎた場合はどうなりますか。

4月入園一斉申込の場合、申込期限を過ぎても受付は可能ですが二次選考の対象となりますので、詳しくは7ページをご確認ください。年度途中の利用希望者の場合は希望月によってそれぞれ期限がありますので8ページをご確認ください。

Q3. すべての提出書類が用意できない場合も受付できますか。

提出書類が不足している場合は受付できません。

Q4. 現在は市外に住んでいますが、申込みは可能ですか。

可能です。しかし、利用開始時点においては沖縄市民であることが申込み要件ですので、利用決定月の前月20日までに転入していることが条件となります。詳しくは、4ページ「市外から転入予定の方・広域利用の方へ」をご確認ください。

Q5. 出産前のこどもの利用申込みはできますか。

出産前のこどものお申込みはできません。出産後、市民課へ出生届出を行った後にお申込みください。

Q6. 出産後すぐに利用申込みはできますか。

出産後に利用申込みができます。ただし、利用開始希望日時時点で受入月齢を満たしていない保育施設等は利用できませんので、申込書へのご記入はご注意ください。受入月齢については17～22ページ「保育所等一覧」でご確認ください。

Q7. 兄弟姉妹で同時申込する場合の提出書類について教えてください。

利用申込書や必要書類は申込児童1人につき1部となります。そのため、兄弟姉妹の人数分の提出が必要です(必要書類は下の子に原本、他きょうだい児については写しで可)。学童や児童手当等の手続きで勤務証明書等の写しが必要な可能性がある場合は、提出前にご自身で写しの控えを取っておいてください。

Q8. 兄弟姉妹で同時申込するのですが、同じ保育園に入所希望です。申し込みはどのように書けばいいですか。

利用申込書の⑥にあります、5つのチェック項目の内、1つにチェックをつけてください。31～32ページにてチェックのつけ方について詳しく記載していますので、そちらをご確認ください。

Q9. 申し込み後、希望保育施設等の追加や利用調整に影響する変更(勤務先や勤務時間の変更等)があった場合は、いつまでに手続きすればよいですか。

変更があった際は、速やかに手続きをお願いします。令和9年4月1日から利用希望の場合は、一斉入所申込期間内にお願いします。また、年度途中の利用希望の場合は、利用希望月の前々月の末日までに提出してください。

Q10. 通信教育を受けていますが、就学にあたりますか。

就職につながる通信教育、通信制大学に通っている場合は就学にあたります。就学に該当するのは、学校教育法に定められた施設、または職業能力開発促進法に定められた施設にて教育及び訓練を受けている場合等となります。

Q11. 求職活動中ですが、保育施設を保育標準時間で利用することはできますか。

保護者のいずれかが求職活動中の場合は保育短時間での利用となります。また、保育施設等への入所後は90日以内に就労することが必須となり、就労証明書等の提出が必要です。

Q12. 申し込みは毎年必要ですか。

申込みは毎年必要となります。在籍児童の場合は、年に1回保育の必要性の確認をしなければならないため、保育の必要性の確認と施設の利用継続の意向について申込をしていただきます。

Q13.次年度5歳児クラスなのですが、保育園に在園している4歳児は、希望した場合必ず進級できますか。

保育園の定員によって、5歳児クラスに全員が進級できない保育園もあります。
現在、在園されている保育園以外の5歳児クラスがある保育施設を利用希望施設に追加することをご検討ください。

Q14.育児休業の延長を希望しますが、保育園の手続きはどうすればいいですか。

利用申込書1ページ目下部にあります「育児延長により他の入園希望者を優先的に案内することに了承できます。」の欄へ
チェックマークを入れてください。こちらにチェックが入っている場合は、他の入園希望者を優先します。ただし、空きがあれば
通常通り入所調整をおこないます。

Q15.「育児延長により他の入園希望者を優先的に案内することに了承できます。」とありますが、入所を希望する場合
でもチェックを入れた方がいいですか。

こちらにチェックが入っていると他の入園希望者を優先します。入所を希望している場合は、チェックを入れないようご注意
ください。

2) 保育の必要性を証明する書類について

Q16.4月1日から勤務(採用)予定ですが保育の必要性の事由は就労とみなされますか。

4月1日(利用開始希望日)時点での保育の必要性を判断するため、就労とみなします。

Q17.現在は育児休業中で入所後に復職予定ですが、提出書類は就労証明書でいいですか。

育児休業期間が記載された就労証明書をご提出ください。なお、入所月の翌月1日までに復職が必須となります。

Q18.ダブルワークをしています、合わせて月64時間以上勤務していれば就労とみなされますか。

就労とみなします。ダブルワークなど複数の仕事をされている場合は、全ての就労状況を合算して保育の必要性の認定
を行います。

Q19.現在仕事をしていますが、世帯員の看護・介護もしています。どちらを提出すればいいですか。

保育の必要な事由(2ページ参照)が2つ以上該当するものがある場合は、すべての書類を提出してください。最も家庭で
保育することが難しいと判断される書類を確認し、入所調整を行います。また、条件によって、入所調整に加点される場合
があります。

Q20.企業等には所属せず、各企業から仕事の依頼を受けている場合、どのような書類が必要になりますか。

就労証明書【所定の様式】をご提出ください。(9ページ参照)市外で申告している方については、申告書の写しも必要にな
ります。また、企業から委託を受けていることが分かる証明書があれば、そちらもご提出をお願いします。

Q21.現在は仕事をしていますが、利用開始希望日時点では退職する予定です。この場合は何を提出したらいいですか。

申込時点における状況を証明する書類をご提出ください。申込時点で退職していない場合は、就労証明書をご提出いた
だきますようお願いいたします。申請後に退職予定となった場合は、退職予定の申告を保育・幼稚園課までお願いします。保
育施設等の利用開始時点の状況に応じた、求職活動(起業準備)申立書または就労証明書をご提出いただきます。

3) 利用調整について

Q22.利用調整の方法を教えてください。

希望する保育施設等において受入可能枠があった場合、利用申込をしている児童の中から保育利用調整基準表(33～
34ページ参照)に基づき、点数の高い順番に利用案内を行います。

Q23.入所選考の点数は、どのようにつけていますか。

申込期間内に提出された書類を元に、点数を決定いたします(33～34ページ参照)。※提出書類に変更が生じた場合の取
り扱いは、Q9をご確認ください。



沖縄市エイサーキャラクター

よくあるお問合せの内容です。確認してお申込みください！



沖縄市エイサーキャラクター

Q24. 一次調整で第2希望以降の保育園に内定しました。二次調整で第1希望に空きがでた場合は、再度調整されますか。

一度保育所に内定した場合、再調整は行いません。再調整を希望する場合は、内定した保育園をキャンセルした上での調整となります。内定をキャンセルした場合、内定していた保育園に戻ることはできませんのでご注意ください。

Q25. 現在保育園へ在籍中ですが、新年度に転園することはできますか。

一斉申込時に、転園を希望することは可能です。しかし、**希望先に内定や決定ができた場合、元の保育園には、別の児童を内定や決定することとなります。**例年、元の保育園に戻して欲しいとの相談がありますが、**転園先をキャンセルした上で、新規と同様の利用調整となり、どこにも内定がでないこともありますので、慎重にご検討ください。**

Q26. 現在認可保育園へ在籍中ですが、年度途中での転園はどうすればいいですか。

年度途中での転園希望の場合は、一度在籍している園を退所し他の児童と同じく入所選考を行います（在籍園を退所して空き枠を作らなければ、利用調整ができないため）。それからの利用決定となりますので、慎重にご検討ください。

Q27. 保育所と幼稚園（預かり保育）の両方を申し込んだ場合は、同時に決定通知をもらえますか。

同時に決定をすることはありません。利用調整を行い、保育所と幼稚園（預かり保育）の一方のみに決定通知および内定通知をお送りいたします。

Q28. 保育施設等から空き枠があると言われましたが、入所できますか。

保育施設等に空き枠がある場合、利用申込をしている児童の中から保育利用調整基準表（33～34ページ参照）に基づき、点数の高い児童から順番に利用案内を行います。そのため、空き枠があると園から聞いた保護者の児童が入所できるかは、利用調整を行うまでは判断できません。また、空き枠についても、連携施設からの転園や発達支援保育、配慮世帯などへの措置により状況が変化するため、保育・幼稚園課までご確認ください。

4) 保育施設等について

Q29. 認定こども園や小規模保育事業所、事業所内保育事業所などの施設は認可保育施設ですか。

17～22ページ（保育所等一覧）に記載されている保育施設等は全て認可保育施設となります。認定こども園は幼稚園と保育所の機能を合わせて持つ施設で、3歳未満児については保育を、3歳以上児については教育・保育を提供する施設です。小規模保育事業所、事業所内保育事業所は地域型保育事業所とも言い、2歳児クラス（3歳になった年の年度末）までの利用となり、卒園後は連携施設へ転園し保育の提供を受けることが可能となります。（**23ページをご確認ください。**）※本市においては、わかば保育園（事業所内保育事業所）が3歳児以上の受入れを行っています。

Q30. 申込時の希望保育施設等の数は利用調整の順位に影響がありますか（希望施設数は1ヶ所のみが有利ですか）。

申込時の希望保育施設のみでの選考となりますので、希望施設を多く記載した方がいずれかの施設に選考される可能性が高くなります。また、選考基準の点数が高い順に案内しておりますが、同点の場合は利用希望の順位により有利になる場合があります。

Q31. 保育施設等の見学をしておく和利用調整で有利になりますか。また見学する際のポイントはありますか。

利用調整で有利になることはありません。見学する際のポイントは、施設内での児童の生活や保育方針、衛生面、アレルギー対応、保育料以外の費用、児童や保護者への接し方、土曜保育の利用内容など、実際の保育現場の様子や通園可能かどうかをご確認いただければと思います。（施設に空きがある場合の利用調整は市が行っております。）

5) 利用者負担額について

Q32. 保育料はどのように算定されますか。

父母（場合により家計主宰者）の市町村民税所得割額の合計を算出し、その金額が該当する階層区分ごとの保育料となります。階層区分及び保育料については、5～6ページ（保育料について）をご確認下さい。**税の未申告や必要書類の未提出などにより所得割額を確認できない場合は、最高階層（最高額）となりますのでご注意ください。**また、**過年度分の修正申告等により市町村民税額に変更や過年度の保育料に影響のある書類が提出された場合は、過年度分の保育料は遡及し変更することはありませんのでご注意ください。**



よくあるお問合せの内容です。確認してお申込みください！



Q33.課税証明書等が必要となるのはどのような場合ですか。

市外転入者や単身赴任等により市外で市町村民税の決定を受けている場合に必要です。市町村民税は1月1日時点に住んでいる市区町村で決定されます。4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税、9月～翌年3月分の保育料は当該年度の市町村民税によって決定されます。

Q34.所得申告が未申告の場合はどうしたらいいですか。

所得申告手続きを行う必要がありますので、1月1日時点に居住する市区町村の税務担当課や税務署等にて手続きを行ってください。

Q35.所得申告を行っていない場合、入所選考等に何か不都合はありますか。

未申告で、市が税額を確認できない場合、保育料の階層(6ページ参照)が最高階層となり、最高額での保育料設定となるほか、副食費も発生いたします。また入所選考でも同点の場合に、階層で優先度を定める場合があります(34ページ参照)。所得申告は行っていただきますようお願いいたします。又、自営業で未申告の場合は、申込書類の確認(勤務の状況の電話確認、勤務実態が分かる書類の提出等)を行います。書類に虚偽がある場合は、申込みが無効となり、入所後は退所になる場合があります。

Q36.無償化の対象は何歳児クラスからですか。また無償化の手続きは必要ですか。

3歳児クラス以上、または0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は保育料が無償となります。手続きは必要ありません。年度途中で3歳になった場合は、翌年4月から無償化の対象となります。

Q37.利用者負担額の第1子、第2子の取扱いについて教えてください。

5～6ページ(保育料について)の記載通り、同一世帯に2人以上の児童が同時に認可保育施設や6ページ下部の※1に記載の施設を利用している場合に、利用児童の年長から第何子目かを数え、該当する欄の保育料が発生します。保護者の市区町村民税の所得割の合計額が57,700円未満の場合及びひとり親世帯・障がい世帯で保護者の市区町村民税の所得割の額が77,101円未満の場合は、施設利用の有無に関わらず、世帯の年長の子どもから第何子目かを数えます。

Q38.保育料以外に発生する費用はありますか。

0～2歳児クラスは食材料費が保育料の一部に含まれていますが、3歳児クラス以上は食材料費として主食費(ご飯・パン等)と副食費(おかず・おやつ等)が発生します。なお、副食費については保育料と同様に免除要件もありますので、5～6ページ(保育料について)をご確認ください。その他の費用については、各施設へお問合せください。

Q39.過年度の住民税の税更正を行ったところ、減額になりました。保育料は遡って還付されますか。

市町村民税の更正による保育料の変更は、現年度内に限り遡及適用します。また、税未申告の方が、申告を行った場合も同様の取り扱いです。なお、現年度内の適用とは、税の更正が分かった月の年度を指します。例えば税更正を2月や3月に行い、住民税への反映が4月になってから分かった場合は4月から適用となりますので、あらかじめご了承ください。

6) その他

Q40.保育施設等との面談はどのような内容ですか。

面談は児童同伴で行われます。児童の様子(発達面やアレルギーの有無など)について保育施設等が面接により直接、児童の受入体制の確認を行います。

Q41.認可外保育施設や一時預かりを利用する場合、申込や問合せはどこになりますか。

直接施設への問合せとなります。

・以下のサイトまたはQRコードからも、施設一覧をご覧頂けます。
沖縄市教育・保育の子育て支援ポータルサイト「OKIIKU(おきいく)」



9) 保育所等の類型ごとの違い

類型	保育所			認定こども園
	公立	私立	地域型保育事業	保育所機能
受入年齢	0～5歳児 施設により異なる	0～5歳児 施設により異なる	0～2歳児 施設により異なる	0～5歳児 施設により異なる
認定区分	2号・3号	2号・3号	3号	2号・3号
内容	保護者の就労や病気などの理由により、家庭で保育が出来ない保護者にかわって子どもを保育します 沖縄市が運営し保育方針がほぼ同一です	保護者の就労や病気などの理由により、家庭で保育が出来ない保護者にかわって子どもを保育します 県に認可された法人等が運営し、特定の宗教を保育方針に取り入れている園もあります	乳児期の保育で19人以下の少人数の環境で保育します 3歳児からは主に連携施設へ移行します 詳しくは23ページへ 市に認可された法人等が運営し、沖縄市では以下の3種類があります ①小規模保育事業A型 職員は全員保育士 ②小規模保育事業B型 職員は保育士半数以上＋研修を終了した保育補助 ③事業所内保育所 職員は全員保育士 従業員の子ども(従業員枠)と地域の子ども(地域枠)と一緒に保育します	幼稚園の教育と保育園の保育を一体的に行います 県に認可された法人等が運営し、特定の宗教を保育方針に取り入れている園もあります 保育の必要性の事由に該当する保護者にかわって子どもを保育します
土曜受入	あり ※職員体制等により受入対応が異なる			あり ※職員体制等により受入対応が異なる
(幼稚園のみ) 午後の預かり保育				
長期休業受入	あり ※年末年始は休園			あり※年末年始は休園
入所基準	市町村が入所調整			市町村が入所調整
申請先	保育・幼稚園課 入所係			保育・幼稚園課 入所係

認定こども園	幼稚園		認可外	
幼稚園機能	公立	私立：未移行	企業主導型	認可外保育施設
満3～5歳児	4～5歳児 ※4歳児実施：9園	満3～5歳児	0～5歳児 施設により異なる	0～5歳児 施設により異なる
1号	1号		2号・3号	
幼稚園の教育と保育園の保育を一体的に行います 県に認可された法人等が運営し、特定の宗教を保育方針に取り入れている園もあります 沖縄市内の施設は満3歳から保育の必要性のあるなしにかかわらず利用できます	幼児期の教育を行います 各幼稚園の校区に住所があり令和9年4月1日に4歳・5歳に達している幼児が対象です	幼児期の教育を行います 保育の必要性のあるなしにかかわらず利用できます	企業が従業員の子育て支援のために設置、他に提携企業の従業員枠・地域枠も受け入れています	柔軟な預かり、独自のサービスを提供し利用の自由度が高く保育の必要性の事由が無くても預けることが可能です
施設により異なる	なし	施設により異なる	施設により異なる	
施設により異なる 預かり保育の無償化を希望する場合は、認定申請が必要です 詳しくは39ページへ	5歳児のうち、保育の必要性の事由に該当する方は午後の預かり保育もあります 定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行います 詳しくは25ページへ	施設により異なる 預かり保育の無償化を希望する場合は、認定申請が必要です 詳しくは39ページへ		
施設により異なる	午後の預かり対象児のみ受入	施設により異なる		
施設が入所調整	市町村が入所調整	施設が入所調整	施設が入所調整	施設が入所調整
各施設へ申込 ※支給認定の申請は 保育・幼稚園課 入所係	保育・幼稚園課 入所係	各施設へ申込 ※無償化の申請は 保育・幼稚園課 入所係	各施設へ申込 ※支給認定の申請は 保育・幼稚園課 入所係	各施設へ申込 ※無償化の申請は 保育・幼稚園課 支援係

10) 保育所等一覧

注1) ☆マークがついている園は、キリスト教精神を保育方針にしています。

注2) 園によって受入年齢が異なりますので、必ずご確認ください。

また、5歳児クラスの定員(受入枠)が少ない場合、4歳児クラスの在園児が全員進級できない場合があります。

注3) 定員数の内容については、各保育園等の保育士数等により変更の可能性あります。

<北部地域>							
種類	園番号	施設名	所在地 電話番号	0歳 受入月齢	受入年齢	※開所時間 (延長保育を含む)	延長料金 (30分毎の料金)
公立保育所	8	知花保育所	知花 6-34-19 938-0446	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
私立保育園	14	でいご保育園	宮里 3-25-22 938-3378	6ヶ月	0歳～4歳	7:00～19:00	150円
	21	たんぼぼ保育園	登川 1-33-3 938-9379	4ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	標準時間:150円 短時間:50円
	24	松本保育園	美里 6-27-13 939-1335	5ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	28	みはら保育園	美里仲原町 14-15 937-9288	／	1歳～4歳	7:00～18:30	150円
	64	みはら分園きらり	宮里 2-22-1 923-3678	6ヶ月	0歳～1歳	7:00～18:30	150円
	32	白鳥保育園	美原 2-15-21 937-2740	／	2歳～5歳	7:00～18:30	150円
	186	白鳥保育園分園白鳥っ子	美原 2-13-8 923-2840	6ヶ月	0歳～1歳	7:00～18:30	150円
	34	すみれっ子保育園	松本 3-17-5 937-7432	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	35	夢の園保育園	池原 2-20-21 938-8662	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	38	キディー保育園	美原 1-9-8 937-6620	4ヶ月	0歳～4歳	7:00～19:00	150円
	128	美ら里保育園	美里 2-19-25 938-3620	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:150円 短時間:50円
	126	おとは保育園	松本 1-20-5 938-9329	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	130	みらいの森保育園	美原 2-20-18 988-7098	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:30分150円 短時間:30分50円
	131	もりのなかま保育園 美里園	美里 4-11-27 923-4086	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	150円
	166	あおば保育園	字登川 2296-1 989-3081	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	184	ちばなハイサイ保育園	知花 5-19-57 921-3211	4ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	212	明道いぶき保育園	松本 2-29-24 921-2777	57日	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
認定こども園	42	カフー美里こども園 (保育所型)	美里 2-28-2 937-1407	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	313	みさとこども園 (保育所型)	美里仲原町 12-11 937-1133	6ヶ月	0歳～5歳	7:00～18:30	150円
	335	登川みらいこども園 (保育所型)	登川 2-8-6 934-3971	6ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円
	336	認定こども園めぐみ野保育園 (保育所型)	宮里 2-16-1 938-2036	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
小規模 保育事業	118	もりのなかま保育園 美原園(A型)	美原 2-23-3 989-1101	3ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円
	137	もものき保育園(A型)	宮里 4-2-6 當銘開発2F 800-2231	3ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円
	127	もりのなかま保育園 美原パンダ園(A型)	美原 2-8-10 989-7481	3ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円
	139	アイビス知花保育園 (A型)	知花 4-5-9 989-0199	3ヶ月	0歳～2歳	7:00～19:00	150円
	140	恵育保育園(A型)	美原 4-9-3 989-7894	2ヶ月	0歳～2歳	7:00～19:00	150円
	136	スマイリー保育園(A型)	美原 1-13-14 937-2408	6ヶ月 相談可	0歳～2歳	7:30～19:00	150円
	135	ふくっこ保育園(B型)	古謝津嘉山町 25-1 938-4492	5ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円
事業内 保育事業	88	わかば保育園	知花 6-38-26 923-1760	2ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	300円
	185	ヤクルトわくわく宮里保育園	宮里 4-17-10 2F 989-3356	3ヶ月	0歳～2歳	7:00～19:00	標準時間:60分300円 短時間:60分250円

※見学や土曜保育・延長保育については直接保育園へお問合せ下さい。

定員と在園児童数の差が、次年度の受入児童数ではありません。

※施設によって、保育士の確保など様々な状況により令和9年度の受入れ人数が増減する可能性があります。

令和8年6月1日時点

＜北部地域＞										
種類	園番号	施設名	定員 在園児数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考
公立保育所	8	知花保育所	定員	3	6	6	25	25	25	* 延長保育の利用時間・料金などの詳細については、変更となる可能性がありますので各園へお問い合わせください。
			在園児数	0	3	6	21	22	17	
私立保育園	14	でいご保育園	定員	12	18	18	20	22		
			在園児数	6	18	19	20	21		
	21	たんぼぼ保育園	定員	9	18	18	20	20	20	
			在園児数	9	18	18	19	19	10	
	24	松本保育園	定員	12	18	20	20	20	10	
			在園児数	13	21	22	23	23	14	
	28	みはら保育園	定員		12	26	26	26		
			在園児数		12	24	22	24		
	64	みはら分園 きらり	定員	18	12					
			在園児数	9	12					
	32	白鳥保育園	定員			24	24	24	18	
			在園児数			23	24	24	17	
	186	白鳥保育園 分園	定員	12	18					
			在園児数	12	18					
	34	すみれっ子保育園	定員	12	18	18	20	22	0	
			在園児数	4	18	18	18	18	11	
	35	夢の園保育園	定員	6	16	18	18	18	4	
			在園児数	3	12	12	18	17	0	
	38	キディー保育園	定員	10	12	18	20	20		
			在園児数	12	18	18	20	21		
	128	美ら里保育園	定員	6	10	12	15	15	2	
			在園児数	6	10	12	15	16	10	
	126	おとは保育園	定員	6	6	12	12	14	10	
			在園児数	4	6	12	12	14	11	
	130	みらいの森保育園	定員	6	12	12	17	17	11	
			在園児数	7	12	12	18	18	16	
	131	もりのなかま保育園 美里園	定員	6	10	10	17	18	9	
			在園児数	3	10	9	16	11	10	
	166	あおば保育園	定員	6	12	12	15	15	15	
			在園児数	4	12	12	16	18	14	
	184	ちばなハイサイ保育園	定員	6	12	12	16	17	17	
			在園児数	6	15	16	16	15	15	
	212	明道いぶき保育園	定員	6	12	12	16	17	0	
			在園児数	2	12	12	16	16	6	
認定こども園	42	カフー美里こども園 (保育所型 2・3号)	定員	6	12	12	12	12	12	
			在園児数	6	14	12	12	14	16	
	313	みさとこども園 (保育所型 2・3号)	定員	6	12	12	12	12	12	
			在園児数	6	12	12	11	12	11	
	335	登川みらいこども園 (保育所型 2・3号)	定員	9	18	18	18	18	18	
			在園児数	9	18	18	18	22	18	
	336	認定こども園めぐみ野保育園 (保育所型 2・3号)	定員	10	18	18	18	18	18	
			在園児数	9	15	18	18	17	18	
小規模 保育事業	118	もりのなかま保育園美原園(A型)	定員	6	6	7				
			在園児数	0	4	5				
	137	もものき保育園(A型)	定員	3	6	6				
			在園児数	4	6	5				
	127	もりのなかま保育園美原パンダ園 (A型)	定員	6	6	7				
			在園児数	0	4	6				
	139	アイビス知花保育園(A型)	定員	3	6	6				
			在園児数	4	6	4				
事業内 保育事業	140	恵育保育園(A型)	定員	3	6	4				
			在園児数	4	6	6				
	136	スマイリー保育園(A型)	定員	3	6	6				
			在園児数	4	5	6				
	135	ふくっこ保育園(B型)	定員	3	6	6				
			在園児数	2	2	6				
事業内 保育事業	88	わかば保育園(地域枠)	定員	6	6	8				
			在園児数	4	6	8				
	185	ヤクルトわくわく宮里保育園 (地域枠)	定員	2	2	2				
			在園児数	2	4	3				

＜西部地域＞							
種類	園番号	施設名	所在地 電話番号	0歳 受入月齢	受入年齢	開所時間 (延長保育を含む)	延長料金 (30分毎の料金)
公立保育所	1	越来保育所	越来 1-11-9 938-3450	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	2	山内保育所	山内 1-8-1 933-5361	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	7	※胡屋あけぼの保育所	胡屋 5-16-1 933-3957	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
私立保育園	12	☆諸聖徒保育園	園田 2-36-20 933-0825	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	13	☆光の子保育園	諸見里 3-27-44 932-3474	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	150円
	15	杉の子保育園	越来 3-4-17 937-7634	6ヶ月	0歳～4歳	7:00～18:30	150円
	16	☆胡屋保育園	胡屋 2-8-8 933-0268	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:200円 短時間:150円 (18:30以降200円)
	17	こばと保育園	山里 1-18-18 933-1002	5ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円
	18	室川保育園	室川 2-5-20 937-7008	6ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円
	22	さかえ保育園	山内 4-1-41 933-0408	6ヶ月	0歳～4歳	7:30～19:00	150円
	23	愛香保育園	照屋 4-14-3 921-1044	6ヶ月	0歳～4歳	7:30～19:00	標準時間:150円 短時間:100円
	30	室川第2保育園	室川 2-18-8 921-3090	6ヶ月	0歳～5歳	8:00～24:00	60分100円
	41	あおぞらっ子保育園	安慶田 1-29-33 939-3090	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	43	かりゆし諸見保育園	諸見里 1-32-19 932-8200	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	104	縁保育園	山内 1-1-1 989-1722	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	121	とこいく保育園	上地 3-7-2 932-5662	6ヶ月	0歳～4歳	7:30～19:00	150円
	132	すこやか未来保育園	安慶田 3-11-30 2F 938-2331	5ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	標準時間:150円 短時間:100円、150円
認定こども園	314	あいのほしこども園 (幼保連携型)	安慶田 4-9-35 932-4150	3ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円
	270	きらきらくども園Ageda (幼保連携型)	安慶田 5-2-2 923-0377	3ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円
	134	☆愛星幼稚園 (幼稚園型)	胡屋 6-2-1 933-5088		3歳～5歳	7:30～18:30	詳細は園にお問い合わせ ください
小規模 保育事業	87	エンジェル保育園(A型)	上地 4-18-9 932-6817	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～18:30	150円 短時間利用のみ
	143	かなで保育園(A型)	胡屋 5-13-2 989-3570	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円
	170	パーチェ山里認可保育園 (A型)	山里1-1-2 パーチェ山里305 989-1632	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～18:30	600円 短時間利用のみ

※胡屋あけぼの保育所は、令和10年度末に閉所する予定です。令和8年度および令和9年度以降の入所に関しては、令和11年4月1日に転園することを条件に受入れを行います。

※見学や土曜保育・延長保育については直接保育園へお問合せ下さい。

＜西部地域＞										
種類	園番号	施設名	定員 在園児数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備 考
公立保育所	1	越来保育所	定員 在園児数	6 0	12 3	12 5	26 18	27 27	27 26	* 延長保育の利用時間・料金などの詳細については、変更となる可能性がありますので各園へお問い合わせください。
	2	山内保育所	定員 在園児数	3 2	6 3	6 4	22 22	22 19	21 15	
	7	※胡屋あけぼの保育所	定員 在園児数	3 0	10 4	12 5	17 10	18 15	0 1	
私立保育園	12	諸聖徒保育園	定員 在園児数	6 4	12 11	18 12	18 17	18 21	18 14	
	13	光の子保育園	定員 在園児数	6 3	12 9	18 12	18 18	18 17	18 18	
	15	杉の子保育園	定員 在園児数	6 5	15 13	15 15	15 13	19 18		
	16	胡屋保育園	定員 在園児数	8 9	16 14	16 16	16 16	16 18	8 7	
	17	こばと保育園	定員 在園児数	12 9	18 15	18 18	20 20	20 19	17 18	
	18	室川保育園	定員 在園児数	8 9	10 11	16 16	18 17	18 18	0 4	
	22	さかえ保育園	定員 在園児数	8 8	16 16	16 18	17 17	18 18		
	23	愛香保育園	定員 在園児数	6 5	16 13	18 18	20 15	20 18		
	30	室川第2保育園	定員 在園児数	5 2	8 3	10 6	12 7	15 8	0 6	
	41	あおぞらっ子保育園	定員 在園児数	6 6	10 12	14 12	20 16	20 18	10 15	
	43	かりゆし諸見保育園	定員 在園児数	6 6	14 18	15 18	15 18	15 19	15 11	
	104	縁保育園	定員 在園児数	6 6	12 12	12 12	12 13	12 12	6 9	
	121	とこいく保育園	定員 在園児数	6 5	12 7	12 12	15 12	15 12	0 0	
	132	すこやか未来保育園	定員 在園児数	6 6	12 12	12 12	16 20	17 17	17 19	
認定こども園	314	あいのほしこども園 (幼保連携型 2・3号)	定員 在園児数	10 9	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	
	270	きらきらこども園Ageda (幼保連携型 2・3号)	定員 在園児数	6 6	12 12	15 12	15 15	15 15	12 14	
	134	愛星幼稚園(幼稚園型 2号)	定員 在園児数				6 6	7 7	7 7	
小規模 保育事業	87	エンジェル保育園(A型)	定員 在園児数	5 3	6 5	6 6				
	143	かなで保育園(A型)	定員 在園児数	3 3	6 9	10 10				
	170	パーチェ山里認可保育園(A型)	定員 在園児数	3 3	6 6	10 7				

＜東部地域＞							
種類	園番号	施設名	所在地 電話番号	0歳 受入月齢	受入年齢	開所時間 (延長保育を含む)	延長料金 (30分毎の料金)
公立保育所	10	泡瀬保育所	泡瀬 6-27-1 938-2451	概ね 6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
私立保育園	19	ことぶき保育園	大里 2-31-15 937-5488	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:150円 短時間:50円
	20	若松保育園	比屋根 6-11-30 932-7532	6ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円
	29	かりゆし保育園	泡瀬 1-16-9 929-3737	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	31	☆愛の泉保育園	高原 5-14-30 937-0195	5ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	33	海の子保育園	泡瀬 1-32-6 934-3371	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	63	海の子分園花	泡瀬 2-57-7 937-8650	6ヶ月	0歳～1歳	7:30～19:00	150円
	36	☆サムエル保育園	古謝 2-31-6 929-4152	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	標準時間:150円 短時間:50円
	40	☆ぶどうの木保育園	泡瀬 4-45-20 937-3200	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	77	美浦保育園	桃原 3-15-22 937-6385	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	82	大芽保育園	古謝 2-5-41 937-5747	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円
	153	大芽保育園分園大地	桃原 4-27-30 989-7111		3歳～5歳	7:30～19:00	150円
	83	さざなみっこ保育園	泡瀬 2-46-20 937-2878	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	84	どりーむ保育園	泡瀬 2-22-15 934-9151	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	102	ていっず保育園	比屋根 5-2-27 933-2505	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	103	ひやごん保育園	比屋根 3-6-8 932-4680	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
	129	☆ハレルヤ保育園	古謝 2-18-11 937-4788	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:30	標準時間:150円 短時間:50円
	209	☆オリーブ保育園	大里 3-10-18 923-0705	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
認定こども園	26	みちしおこども園 (保育所型 2・3号)	桃原 4-26-20 938-3171	6ヶ月	1歳～5歳	7:30～19:00	150円
	119	みちしお分園viorus (保育所型 3号)	桃原 3-18-17 988-7300	6ヶ月	0歳	7:30～19:00	150円
	133	おきなわ地球こども園 (幼保連携型)	比屋根 4-23-1 923-2424	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	標準時間:150円 短時間:50円
	284	きらきらこども園 (幼保連携型)	大里 2-6-16 938-1633	3ヶ月	0歳～5歳	7:00～19:00	150円
	312	☆認定こども園シャローム (保育所型)	高原 1-3-80 933-8259	6ヶ月	0歳～5歳	7:30～19:00	150円
小規模 保育事業	85	アリス保育園(A型)	泡瀬 2-16-21 989-9590	4ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	200円
	86	ほっぺるランド 沖縄海邦(A型)	海邦 2-5-3 923-1536	3ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円
	138	京進のほいくえん HOPPA泡瀬園(A型)	泡瀬 4-31-16 MK2 1F 934-7200	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円
	141	こころのねっこ保育園 (A型)	与儀 1-4-19 960-5973	4ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円
	142	ともわ乳児園 泡瀬園 (A型)	泡瀬3-35-7 グランデアスール1-A 923-2298		1歳～2歳	7:00～19:00	標準時間:150円 短時間:100円
	152	さん保育園(A型)	大里 3-11-48 934-8615	概ね 3ヶ月	0歳～2歳	7:00～18:30	150円
	168	ともわ乳児園 泡瀬第2 (A型)	泡瀬 2-4-3 mil 1F 923-0950		1歳～2歳	7:00～19:00	標準時間:150円 短時間:100円
	169	ニチキッズこじや 保育園(A型)	古謝 2-19-15 921-0722	57日	0歳～2歳	7:00～19:00	150円
	190	ひまわり保育園おきなわ (A型)	与儀 1-4-19 962-9505	4ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円
	191	かなでフィル保育園 (A型)	与儀 1-2-23 2F 989-6656	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	150円
	192	京進のほいくえん HOPPA泡瀬さざなみ園(A型)	泡瀬 5-16-4 923-3545	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:30	150円
	215	みらいおきなわ保育園 (A型)	古謝 2-31-27 987-8346	6ヶ月	0歳～2歳	7:00～19:00	150円
	263	☆マラナタ保育園 (A型)	比屋根 2-8-6 080-6493-8489	6ヶ月	0歳～2歳	7:30～19:00	標準時間:30分150円 短時間:60分300円

※見学や土曜保育・延長保育については直接保育園へお問合せ下さい。

＜東部地域＞										
種類	園番号	施設名	定員 在園児数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備 考
公立保育所	10	泡瀬保育所	定 員 在園児数	3 0	6 3	6 6	25 23	25 25	25 18	
	19	ことぶき保育園	定 員 在園児数	6 5	12 12	14 14	16 17	16 19	16 14	
私立保育園	20	若松保育園	定 員 在園児数	9 10	15 15	18 18	18 21	18 23	12 18	
	29	かりゆし保育園	定 員 在園児数	6 4	14 10	15 18	15 20	20 20	10 4	
	31	愛の泉保育園	定 員 在園児数	9 9	18 17	18 18	20 18	25 22	0 15	
	33	海の子保育園	定 員 在園児数	6 0	6 0	24 6	24 20	24 26	21 21	
	63	海の子分園花	定 員 在園児数	12 3	18 6					
	36	サムエル保育園	定 員 在園児数	12 9	17 17	17 18	17 17	17 17	10 17	
	40	ぶどうの木保育園	定 員 在園児数	9 5	12 12	12 12	15 14	22 16	0 4	
	77	美浦保育園	定 員 在園児数	9 6	12 12	16 13	16 16	16 16	16 11	
	82	大芽保育園	定 員 在園児数	6 6	18 16	18 22	0 24	0 24	0 12	
	153	大芽保育園分園大地	定 員 在園児数	0 0	0 0	0 0	24 26	24 26	12 18	
	83	さざなみっこ保育園	定 員 在園児数	6 6	12 11	12 12	12 14	12 15	6 6	
	84	どりーむ保育園	定 員 在園児数	6 2	6 6	12 11	15 15	16 17	6 1	
	102	ていっず保育園	定 員 在園児数	6 3	6 10	12 12	15 15	15 13	6 13	
	103	ひやごん保育園	定 員 在園児数	6 6	12 11	12 12	12 12	12 13	6 5	
	129	ハレルヤ保育園	定 員 在園児数	12 9	18 18	18 17	20 17	20 17	12 9	
	209	オリーブ保育園	定 員 在園児数	6 6	12 13	12 12	17 16	17 21	16 12	
認定こども園	26	みちしおこども園 (保育所型 2・3号)	定 員 在園児数		18 24	24 24	24 24	24 25	24 22	
	119	みちしお分園viorus (保育所型 3号)	定 員 在園児数	9 9						
	133	おきなわ地球こども園 (幼保連携型2・3号)	定 員 在園児数	9 6	18 18	18 18	25 25	25 25	25 25	
	284	きらきらこども園 (幼保連携型2・3号)	定 員 在園児数	6 6	12 12	16 12	16 16	16 16	14 15	
	312	認定こども園シャローム (保育所型 2・3号)	定 員 在園児数	6 6	12 12	15 12	15 15	15 15	15 14	
小規模 保育事業	85	アリス保育園(A型)	定 員 在園児数	6 3	6 4	7 6				
	86	ほっぺるランド沖縄海邦(A型)	定 員 在園児数	6 6	6 5	7 7				
	138	京進のほいくえんHOPPA泡瀬園 (A型)	定 員 在園児数	3 2	4 3	5 5				
	141	こころのねっこ保育園(A型)	定 員 在園児数	6 5	6 6	6 6				
	142	ともわ乳児園 泡瀬園(A型)	定 員 在園児数		6 4	6 4				
	152	さん保育園(A型)	定 員 在園児数	3 5	6 6	6 4				
	168	ともわ乳児園 泡瀬第2(A型)	定 員 在園児数		6 1	6 6				
	169	ニチキッズこじゃ保育園(A型)	定 員 在園児数	6 6	6 6	6 6				
	190	ひまわり保育園おきなわ(A型)	定 員 在園児数	3 4	8 8	8 8				
	191	かなでフィル保育園(A型)	定 員 在園児数	3 3	6 6	6 6				
	192	京進のほいくえんHOPPA 泡瀬さざなみ園(A型)	定 員 在園児数	3 2	4 4	5 4				
	215	みらいおきなわ保育園(A型)	定 員 在園児数	3 3	4 4	5 5				
	263	マラナタ保育園(A型)	定 員 在園児数	3 2	4 5	5 5				

* 延長保育の利用時間・料金などの詳細については、変更となる可能性がありますので各園へお問い合わせください。

11) 連携施設(3歳からの移行園)のご案内

小規模保育事業所では、連携施設を設けています。

連携施設は、保育所等(公立・私立・認定こども園)から設定しています。

また、1カ所に限らず、複数の施設と連携できます。

連携施設では、①保育内容の支援②代替保育の提供③卒園後の受け皿が、主な連携内容となっています。

令和8年6月1日時点

種類	園番号	地域型保育事業 実施園	型	定員				3歳からの移行園	住所
				0歳	1歳	2歳	計		
小規模 保育事業	85	アリス保育園	A	6	6	7	19	アリス幼稚園(7人)	北中城村美崎163
	86	ほっぺるランド沖縄海邦	A	6	6	7	19	泡瀬保育所(7人)	泡瀬6-27-1
	87	エンジェル保育園	A	3	6	6	17	山内保育所(6人)	山内1-8-1
	118	もりのなかま保育園美原園	A	6	6	7	19	越来保育所(7人)	越来1-11-9
	137	もものき保育園	A	3	6	6	15	泡瀬保育所(6人)	泡瀬6-27-1
	138	京進のほいくえん HOPPA泡瀬園	A	3	4	5	12	おきなわ地球こども園(5人)	比屋根4-23-1
	127	もりのなかま保育園 美原パンダ園	A	6	6	7	19	もりのなかま保育園美里園 (7人)	美里2-8-10
	143	かなで保育園	A	3	6	10	19	すこやか未来保育園(6人) あおぞらっこ保育園(4人)	安慶田3-11-30 安慶田1-29-33
	141	こころのねっこ保育園	A	6	6	6	18	ていっず保育園(3人) 若松保育園(3人)	比屋根5-2-27 比屋根4-31-40
	142	ともわ乳児園泡瀬園	A	0	6	6	12	泡瀬保育所(6人)	泡瀬6-27-1
	139	アイビス知花保育園	A	3	6	6	15	知花保育所(6人)	知花6-34-19
	140	恵育保育園	A	3	6	6	15	みらいの森保育園(6人)	美原2-20-5
	152	さん保育園	A	3	6	6	15	海の子保育園(6人)	泡瀬1-32-6
	168	ともわ乳児園泡瀬第2	A	0	6	6	12	ことぶき保育園(3人) どりーむ保育園(3人)	大里2-31-15 泡瀬2-22-15
	169	ニチキッズこじゃ保育園※	A	6	6	6	18		
	190	ひまわり保育園おきなわ	A	3	8	8	19	若松保育園(3人)	比屋根6-11-30
	191	かなでフィル保育園	A	3	6	6	15	さざなみっこ保育園(3人) ぶどうの木保育園(3人)	泡瀬2-46-20 泡瀬4-45-20
	192	京進のほいくえん HOPPA泡瀬さざなみ園	A	3	4	5	12	あおば保育園(5人)	字登川2296-1
	215	みらいおきなわ保育園	A	3	4	5	12	オリーブ保育園(5人)	字大里 3-10-18
	136	スマイリー保育園	A	3	6	6	15	キディー保育園(3人) 越来保育所(3人)	美原1-9-8 越来1-11-9
保事業 所内	170	パーチェ山里認可保育園	A	3	6	10	19	山内保育所(10人)	山内1-8-1
	135	ふくっこ保育園	A	3	6	6	15	大芽保育園分園大地(3人) あおぞらっこ保育園(3人)	桃原4-27-30 安慶田1-29-33
	263	マラナタ保育園※	A	3	4	5	12		
保事業 所内	88	わかば保育園(地域枠)		6	6	8	20	知花保育所(4人) たんぼぼ保育園(4人)	知花6-34-19 登川1-33-3
	185	ヤクルトわくわく宮里保育園 (地域枠)		2	2	2	6	ちばなハイサイ保育園(2人)	知花5-19-57

※ ニチキッズこじゃ保育園、マラナタ保育園、ひまわり保育園おきなわの連携施設については、現在調整中となっております。

※ 3歳からの移行園の人数は令和8年6月1日時点での予定人数となっております。

12)公立(沖縄市立)幼稚園 入園案内

公立(沖縄市立)幼稚園を希望する方は、以下のような違いをご理解のうえ、申し込んでください。

	公立(沖縄市立)幼稚園		保育所等
通学区域(校区)	指定あり 沖縄市立小学校の通学区域に準ずる 複数の市内公立幼稚園への申請は不可		指定なし
登園開始日	入園式の翌日から (参考:令和8年度入園式 4月8日)		4月1日から
土曜日	受け入れなし(休み)		受け入れあり
給食(昼食)提供開始	例年、4月上旬から中旬 (参考:令和8年度は、4月10日から給食開始)		4月1日から
弁当持参日	月1回程度 (参考:令和8年度は、第3金曜日)		月1回程度(施設による)
受入時間	午前のみ(教育時間)対象児	午後の預かり保育 対象児	朝7:00、7:30から受入可 夕方18:30、19:00、19:30までの受入 (施設による)
	8:15～13:30	8:15～18:30	
長期休業期間 ※夏・秋・冬・学年末	受け入れなし(休み)	受け入れあり(預かり保育) ※弁当持参	受け入れあり(通常保育) ※昼食提供
認定区分	1号 (教育・保育給付認定)	新2号 (施設等利用給付認定)	2号 (教育・保育給付認定)

※令和9年度の給食について、費用・内容は、令和9年3月にお知らせいたします。

公立幼稚園在籍人数(R8.5.1現在) および 令和9年度 預かり保育定員数

◆4歳児・5歳児が対象						◇5歳児のみ対象			
施設名 電話番号	園番号 (利用 申込書用)	在籍人数		令和9年度預かり保育 定員数(予定)※2		施設名 電話番号	園番号 (利用 申込書用)	在籍人数	令和9年度預かり保育 定員数(予定)※2
		4歳※1	5歳	4歳	5歳			5歳	5歳
越来幼稚園 937-6746	47	2	14	対象外	25	山内幼稚園 933-6561	53	47	25
コザ幼稚園 937-6246	48	1	7		25	北美幼稚園 938-1031	54	37	25
中の町幼稚園 933-6646	49	1	22		25	宮里幼稚園 937-7679	57	55	25
安慶田幼稚園 937-6546	50	4	19		25	高原幼稚園 938-0574	58	46	25
諸見幼稚園 933-5774	51	2	23		25	美原幼稚園 934-3614	60	47	25
島袋幼稚園 933-6346	52	1	6		25	泡瀬幼稚園 934-3615	61	40	25
美里幼稚園 938-1638	55	12	58		25	比屋根幼稚園 983-8115	62	30	25
美東幼稚園 938-1639	56	3	42		25				
室川幼稚園 938-4197	59	3	21		25				

※1) 4歳児は各幼稚園定員25名まで。(人数が少ない場合は、合同クラスになる場合があります。)

※2) 5歳児預かり保育の定員数は、職員の確保状況や利用申込状況等により増える可能性があります。

13) 公立(沖縄市立)幼稚園 「教育時間」 利用案内

1) 公立幼稚園 対象者

各幼稚園の通学区域(校区)に住所があり、令和9年4月1日に4歳・5歳に達している幼児。

◆5歳児：令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた幼児

◆4歳児：令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた幼児(実施園 9園 24ページの表を参照)

2) 教育時間

◆ 8:15～13:30

～以下の点にご注意ください～

①入園式翌日から登園開始です。(参考：令和8年度入園式 4月8日) ※4/1～それまでの期間は登園できません。

②毎朝の登園受け入れは、8:15からです。 ※8:15より前の受け入れはできません。

③入園式の翌日から給食開始までの期間は、昼食がないため降園時間が早まります。 ※時間は園によります。

④夏・秋・冬・学年末の休業(休園)期間があります。

3) 幼稚園保育料

無償です(保育所等の3～5歳児と同じ)。ただし、給食費や教材費等は各園にて徴収いたします。

14) 公立(沖縄市立)幼稚園 「預かり保育」 利用案内

1) 対象者

公立(沖縄市立)幼稚園へ入園申込みをする5歳児のうち、「保育の必要な事由」(2ページ参照)に該当する方

2) 預かり保育の定員

各幼稚園の預かり保育には、定員があります。必ず利用できるわけではございません。

定員以上の申込みがあった場合は、保育所等と同じく、「保育利用調整基準表」に基づき利用調整を行い、点数の高い(保育の必要性の高い)児童から順に決定いたします。(詳しくは、33～34ページをご確認ください。)

※仕事の都合等で午後もお子さんを預ける必要がある方は、保育所等の申込みもご検討下さい。

利用申込書に公立幼稚園のみを記入(第一希望のみ記入)し、預かり保育の選考から漏れた場合、公立幼稚園の教育時間(午前)のみの利用となり、預かり保育(午後の保育)は待機となります。

3) 預かり保育の認定申請

利用調整後、預かり保育の利用が内定した方は、施設等利用給付認定(新2号認定)を受ける必要があります。

預かり保育内定通知書に「施設等利用給付認定の申請書」を同封しますので、幼稚園での面談時に必ず提出してください。

※申請書の提出がない場合や、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、預かり保育の利用ができなくなることがあります。

4) 預かり保育料

施設等利用給付認定(新2号認定)を受けた方のみ、預かり保育を利用できます(未認定の場合はご利用いただけません)。認定を受けた方の預かり保育料は無償化の対象となり、利用者負担はありません。

ただし、おやつ代等は各園にて徴収します。

※公立幼稚園における施設等利用給付費の無償化実績額(額の通知)については、例年、次年度の8月頃に沖縄市ホームページで公表しております。(参考：令和7年度に預かり保育を利用している場合、令和8年8月に沖縄市ホームページで公表)

5) 預かり保育期間及び時間

◆期間：入園式の翌日～令和10年3月31日 (参考：令和8年度入園式 4月8日)

◆時間：幼稚園の教育時間終了後 ～ 18:30

※夏・秋・冬・学年末の休業期間中は、8:15～18:30 ※弁当持参です。

◆土曜日、日曜日、祝日、年末年始、その他園長が指定した日(学校行事の振替休など)はお休みです。

延長保育はありません。

15) 公立(沖縄市立)幼稚園 申込みスケジュール

1) 申込みスケジュール(R9.4月入所希望の場合)

【利用調整(一次)】

項目	日付	内容
①校区のお知らせ	8月下旬予定	8月下旬頃に、令和9年度に5歳児・4歳児(※)となる児童のいる世帯へ区域内幼稚園が記載された通知をお送りいたします。 ※4歳児の受入を行っている一部公立幼稚園の通学区域の世帯のみに送付。
②認定申請・入所申込(一次)	入所申込期間(一次) 10月7日(水) ～ 10月23日(金)	令和9年4月入所希望の場合、入所申込期間(一次)に入所申し込みを行ってください。 ※必要書類はすべてそろえてから提出してください。不備がある場合は受付できない可能性があります。 ※電子申請については、10月7日(水)～10月23日(金)の23時59分までに申請した方が対象となります。
③内定結果の通知	1月下旬予定	【4歳児】 ・利用調整後(一次)、入園が内定した方へ、1月下旬頃に内定通知を送付いたします。 4歳児は定員25名のため、保留の方へは保留通知を送付いたします。 【5歳児】 (教育時間) ・5歳児クラス教育時間の受入れには、定員がありません。1月下旬頃に内定通知を送付いたします。 (教育時間+預かり保育) ・5歳児預かり保育の申込みを行った方については、利用調整後(一次)、預かり保育が内定した方へ、預かり保育の内定通知を送付いたします。保留の方は保留通知書を送付いたします。
④親子面談	2月中旬予定	入園するにあたり、入園予定の幼稚園で親子面談を行います。 ※面談日や必要書類等は内定結果の通知でお知らせいたします。
⑤決定の通知	3月中旬予定	親子面談および必要書類の提出確認後、入園が決定した方および預かり保育が決定した方へ、決定の通知を送付いたします。 ※親子面談および必要書類の提出がない場合は、入園の内定および決定が取消しとなることがあります。 ※預かり保育については、申請時と状況が変わり、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、預かり保育の内定および決定が取消しとなることがあります。

【利用調整(二次)】

項目	日付	内容
①認定申請・入所申込(二次)	入所申込期間(二次) 10月26日(月) ～ 12月28日(月)	4歳児教育時間および5歳児預かり保育について、一次の内定辞退者や、職員の確保状況により、空きがあれば二次調整を行います。入所申込期間(一次)に間に合わなかった方は、12月28日(月)までにお申込みください。 ※電子申請については、10月24日(土)～12月28日(月)の23時59分までに申請した方が対象となります。 ※入所申込期間(一次)に申し込んだが、内定しなかった場合は、自動的に利用調整(二次)の対象となります。ただし、申請時(一次)と書類の内容に変更がある場合は、12月28日までに変更後の書類を提出してください。
②内定結果の通知	2月中旬予定	利用調整後(二次)、入園が内定した方へ、2月中旬頃に内定通知を送付いたします。
③親子面談	2月中旬 ～ 3月上旬予定	入園するにあたり、入園予定の幼稚園で親子面談を行います。 ※面談日や必要書類等は内定結果の通知でお知らせいたします。
④決定の通知	3月下旬予定	親子面談および必要書類の提出確認後、入園が決定した方および預かり保育が決定した方へ、決定の通知を送付いたします。 ※親子面談および必要書類の提出がない場合は、入園の内定および決定が取消しとなることがあります。 ※預かり保育については、申請時と状況が変わり、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、預かり保育の内定および決定が取消しとなることがあります。

※5歳児クラス教育時間の受入れには、定員がありません。随時受付しております。

16) 幼稚園の申込みに必要な書類

教育時間のみ（預かり保育なし）希望の方は、下記の1～3の必要書類を揃えて提出してください。

教育時間と預かり保育希望の方は、下記の1～4の必要書類を揃えて提出してください。

※28ページ 5. 表の世帯状況に該当する場合は、必要書類を提出してください。

○注意事項○

- ・不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。
- ・黒か青のペンでご記入ください。消せるペンや鉛筆で記入した場合は受付できません。
- ・窓口でコピーの対応はしておりませんので、写しが必要な提出書類は事前にコピーしていただきますようお願いいたします。
- ・保育の必要な事由を証明するものは、一斉申込期間中は、記入日が令和8年7月1日以降の書類が有効となり、一斉申込期間以降は、申請日の3か月以内に作成されたものが有効になります。

1. 【施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（現況届）兼 利用申込書】

※児童1人につき1枚の提出が必要です。

2. 保育所・幼稚園受付調査票 <令和9年度 入園用> ※世帯で1枚

3. 保育所等及び市立幼稚園について（お知らせ）の写し

※8月下旬に各世帯へ送付された区域内幼稚園が記載されている通知になります。

※校区変更した場合は、発行された「就学すべき学校の指定変更について(通知)」の写しもご提出ください。

4. 保護者の就労状況等を証明するもの（下記表参照） ※預かり保育希望者のみ

（児童の父母は、別居中であっても、証明書の提出が必要です）

※離婚調停中である旨が確認できる書類の提出があれば、別居の保護者の証明書は提出不要です。

保育の必要な事由	提出書類	
就労	勤務	①就労証明書 【所定の様式】 ※就労先に記入してもらってください。 ※就職内定の方については、4月以降も継続で勤務していることがわかる証明書を提出していただきます。
	自営業等	①就労証明書 【所定の様式】 ※項目5.雇用形態に☑を入れて下さい。 ①の書類に加え、下記要件に該当する場合は、併せて資料を提出してください。 （開業初年度の方）開業届や営業許可証 または 商工会議所や組合等による証明 （開業2年目以降で、市外で申告した方）営業収入が記載されている申告書の写し ※開業したばかりで申告書の写しがすぐに提出できない場合は、後日提出していただきます。 ※資料の提出がない場合、書類不備とし入所審査に影響する場合があります。
疾病・障害	疾病	①医師の診断書（保護者用） 【所定の様式】 ※病院様式は使用できません。
	障害	①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 } ①～③のいずれかの書類
親族の介護・看護	①医師の診断書（看護・介護用） 【所定の様式】 ※病院様式は使用できません。 ②看護・介護申立書 【所定の様式】 ※「介護保険被保険者証の写し（介護のみ）」（お持ちの方のみ）	
就学	①在学証明書 【所定の様式】 ②時間割やカリキュラム等の写し	
妊娠・出産 （就業中の方も提出）	①親子健康手帳（母子手帳）の分娩予定日が記載されているページの写し ※切迫早産での申請の場合は医師の診断書（保護者用） 【所定の様式】	
災害復旧等	①罹災証明書	
求職活動	①求職活動（起業準備）状況申立書 【所定の様式】	
育児休業	①就労証明書 【所定の様式】 ※就労先に育児休業取得（予定）期間を記入してもらってください。 ※28ページの「6. 育児休業にて利用申込を行う方」欄を必ずご確認ください。	
みなし育児休業	①申立書 【所定の様式】 ※内容を確認のうえ、所定の様式をお渡しします。窓口までお越しください。	
その他	①申立書 【所定の様式】 ※内容を確認のうえ、所定の様式をお渡しします。窓口までお越しください。	

5. その他、世帯の状況により必要な書類 ※下の表をご確認ください。

世帯状況	必要書類								
離婚調停中	離婚調停中関係の書類								
ひとり親世帯	※下記の①～④のいずれか1つの提出をお願いします。 ①「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（ひとり親とわかるもの）」の写し ②「児童扶養手当証書（受給者証）」の写し ③「母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格証書（受給者証）」の写し ④「遺族年金証書（遺族年金の受給がわかるもの）」の写し								
障がい者（児）のいる世帯	※下記の①～⑤のいずれか1つの提出をお願いします。 ①「身体障害者手帳」の写し ②「精神障害者保健福祉手帳」の写し ③「療育手帳」の写し ④「特別児童扶養手当 障害認定通知書」または「特別児童扶養手当 有期再認定通知書」の写し ⑤「障害年金証書（障害年金の受給がわかるもの）」の写し								
生活保護世帯	①「被保護証明書」								
申込時点で沖縄市に住所登録がない方（転入予定で申込の方、単身赴任等で市外在住の保護者がいる方等） ①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載してください。 ②マイナンバーの記載ができない方は、課税証明書を提出してください。	<table border="1"> <tr> <td>マイナンバー</td><td> ①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載。 個人番号の確認のために持参する書類（i、ii） i 個人番号を確認するための書類（次のうちいずれか一つ） ・「個人番号カード」・「通知カード」・「個人番号が記載された住民票」 ※個人番号カードをお持ちの方は、iiの書類は必要ありません。 ※各書類の氏名・住所等は、住民票と一致している場合に限りです。 ii 申請者本人であることを確認するための書類 顔写真付きの身分証明書（次のうちいずれか一つ） ・「運転免許証」 ・「身体障害者手帳」 ・「運転経歴証明書」・「精神障害者保健福祉手帳」・「パスポート」 ※顔写真付きの書類を提示できない場合は、下記の書類を2つ以上提示してください。 ・「医療保険資格確認書」 ・「国民年金手帳」 ・「特別児童扶養手当 障害認定通知書」または「特別児童扶養手当 有期再認定通知書」 ・「児童扶養手当証書」 ※代理人（保護者以外）が提出する場合、保護者の個人番号を確認できる書類の他に、委任状と代理人の顔写真付きの身分証明書を持参してください。 ※委任状は所定の様式をご利用ください。市ホームページからダウンロード可能です。 ※マイナンバーの記載があっても、未申告の方（被扶養含む）や1月1日時点の住所に誤りがある場合、課税情報の確認ができません。 その場合、給食費徴収世帯となりますのでご了承ください。 </td></tr> <tr> <td>課税証明書</td><td> ②「令和8年度 課税証明書」（※所得証明書ではありません） （令和8年1月1日現在の住民登録市町村にて取得し、提出してください） ※令和9年1月1日時点で、沖縄市に住所が無い場合も同様に、「令和9年度 課税証明書」の写しが必要になります。 （令和9年6月末までに提出をお願いします。） </td></tr> <tr> <td>軍人・軍属の方</td><td> ・2025 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和7年分の収入が確認できるもの） ・2026 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和8年分の収入が確認できるもの） （※2026 W-2については、令和9年6月頃までに提出をお願いします。） </td></tr> <tr> <td> 保育施設・放課後児童クラブ等に就労の方 </td><td> 保育施設または放課後児童クラブ等で勤務されている方で、以下の資格を有している場合は、資格証等の写しを添付してください。 ①保育士 ②子育て支援員 ③幼稚園教諭 ④教員免許 ⑤社会福祉士 ⑥放課後児童支援員 ⑦看護師・准看護師 ⑧保健師 </td></tr> </table>	マイナンバー	①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載。 個人番号の確認のために持参する書類（i、ii） i 個人番号を確認するための書類（次のうちいずれか一つ） ・「個人番号カード」・「通知カード」・「個人番号が記載された住民票」 ※個人番号カードをお持ちの方は、iiの書類は必要ありません。 ※各書類の氏名・住所等は、住民票と一致している場合に限りです。 ii 申請者本人であることを確認するための書類 顔写真付きの身分証明書（次のうちいずれか一つ） ・「運転免許証」 ・「身体障害者手帳」 ・「運転経歴証明書」・「精神障害者保健福祉手帳」・「パスポート」 ※顔写真付きの書類を提示できない場合は、下記の書類を2つ以上提示してください。 ・「医療保険資格確認書」 ・「国民年金手帳」 ・「特別児童扶養手当 障害認定通知書」または「特別児童扶養手当 有期再認定通知書」 ・「児童扶養手当証書」 ※代理人（保護者以外）が提出する場合、保護者の個人番号を確認できる書類の他に、委任状と代理人の顔写真付きの身分証明書を持参してください。 ※委任状は所定の様式をご利用ください。市ホームページからダウンロード可能です。 ※マイナンバーの記載があっても、未申告の方（被扶養含む）や1月1日時点の住所に誤りがある場合、課税情報の確認ができません。 その場合、給食費徴収世帯となりますのでご了承ください。	課税証明書	②「令和8年度 課税証明書」（※所得証明書ではありません） （令和8年1月1日現在の住民登録市町村にて取得し、提出してください） ※令和9年1月1日時点で、沖縄市に住所が無い場合も同様に、「令和9年度 課税証明書」の写しが必要になります。 （令和9年6月末までに提出をお願いします。）	軍人・軍属の方	・2025 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和7年分の収入が確認できるもの） ・2026 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和8年分の収入が確認できるもの） （※2026 W-2については、令和9年6月頃までに提出をお願いします。）	保育施設・放課後児童クラブ等に就労の方	保育施設または放課後児童クラブ等で勤務されている方で、以下の資格を有している場合は、資格証等の写しを添付してください。 ①保育士 ②子育て支援員 ③幼稚園教諭 ④教員免許 ⑤社会福祉士 ⑥放課後児童支援員 ⑦看護師・准看護師 ⑧保健師
マイナンバー	①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載。 個人番号の確認のために持参する書類（i、ii） i 個人番号を確認するための書類（次のうちいずれか一つ） ・「個人番号カード」・「通知カード」・「個人番号が記載された住民票」 ※個人番号カードをお持ちの方は、iiの書類は必要ありません。 ※各書類の氏名・住所等は、住民票と一致している場合に限りです。 ii 申請者本人であることを確認するための書類 顔写真付きの身分証明書（次のうちいずれか一つ） ・「運転免許証」 ・「身体障害者手帳」 ・「運転経歴証明書」・「精神障害者保健福祉手帳」・「パスポート」 ※顔写真付きの書類を提示できない場合は、下記の書類を2つ以上提示してください。 ・「医療保険資格確認書」 ・「国民年金手帳」 ・「特別児童扶養手当 障害認定通知書」または「特別児童扶養手当 有期再認定通知書」 ・「児童扶養手当証書」 ※代理人（保護者以外）が提出する場合、保護者の個人番号を確認できる書類の他に、委任状と代理人の顔写真付きの身分証明書を持参してください。 ※委任状は所定の様式をご利用ください。市ホームページからダウンロード可能です。 ※マイナンバーの記載があっても、未申告の方（被扶養含む）や1月1日時点の住所に誤りがある場合、課税情報の確認ができません。 その場合、給食費徴収世帯となりますのでご了承ください。								
課税証明書	②「令和8年度 課税証明書」（※所得証明書ではありません） （令和8年1月1日現在の住民登録市町村にて取得し、提出してください） ※令和9年1月1日時点で、沖縄市に住所が無い場合も同様に、「令和9年度 課税証明書」の写しが必要になります。 （令和9年6月末までに提出をお願いします。）								
軍人・軍属の方	・2025 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和7年分の収入が確認できるもの） ・2026 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和8年分の収入が確認できるもの） （※2026 W-2については、令和9年6月頃までに提出をお願いします。）								
保育施設・放課後児童クラブ等に就労の方	保育施設または放課後児童クラブ等で勤務されている方で、以下の資格を有している場合は、資格証等の写しを添付してください。 ①保育士 ②子育て支援員 ③幼稚園教諭 ④教員免許 ⑤社会福祉士 ⑥放課後児童支援員 ⑦看護師・准看護師 ⑧保健師								

6. 育児休業にて利用申込を行う方

2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は、保育所等の利用申込書の写しが必要となります。利用申込を行う際は、必ず申込書のコピー（電子申請で申込を行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申込を行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。

17) 公立(沖縄市立)幼稚園 その他の案内 (給食費・アレルギー対応・転入予定の方)

1) 給食費について

◆給食費(月額)は、令和9年3月頃に決定します。(参考: 令和8年8月現在 月額4,300円)

◆給食費の免除対象(下記の①、②のいずれかに該当する世帯)

①小学校第3学年修了前までのお子さんを第一子として算定し、第三子以降となる子どもに該当する場合。

②市民税所得割額77,101円未満の世帯。(父母の課税額を合算した額で決定)

※対象児やその父母が、祖父母等の扶養に入っている場合は、その生計の主宰者の課税額を加算することがあります。

※未申告等により、課税額が確認できない場合は給食費が発生します。所得がない方も必ず申告してください。

※令和9年度の給食について、費用・内容は、令和9年3月にお知らせいたします。

(参考: 令和8年度は、4月10日から給食開始、毎月第3金曜日が弁当の日)

2) 給食費の切り替え・変更

毎年9月に給食費の切り替え作業を行います。市民税(市区町村民税所得割等)課税額が毎年6月に決定されるため、4月～8月は前年度の、9月～3月は当年度の課税額により給食費を決定します。

また、税の修正申告等により、課税額が変更になった場合は、申告の翌月より給食費の変更を行います。

(変更により、給食費の追加納付、還付等が発生することがあります。)

※税の修正申告をされた方や、課税額が変更になった方は、必ずご連絡をお願いします。

3) 給食費の階層区分変更

課税額による切り替え・変更以外に、住民票の世帯状況が変わった場合にも、給食費が変更となることがあります。

※世帯状況が変わった方は、必ず保育・幼稚園課へ連絡をお願いします。(婚姻、離婚、死亡等)

4) 食物アレルギー対応について

食物アレルギーをお持ちのお子様は、書類提出・給食センター担当者との面談が完了しないと給食が開始できません。内定通知が届きましたら、早期に病院へ受診の予約をし、診断書の作成を依頼してください。

※詳細(様式等)につきましては、内定通知時に同封いたします「食物アレルギー対応」の書類を必ずご確認ください。

※給食が開始するまではお弁当持参にてご対応していただく場合があります。

5) 転入予定の方について

◆転入先の住所が確定している方

入園申込みとあわせて、以下の書類を提出してください。

① 区域外就学願い

② 誓約書

③ 引越し先の住所が確認できる書類(賃貸借契約書、工事請負契約書など)

◆転入先の住所がまだ確定していない方

通学する幼稚園は、住所により決定するため、市内での住所が確定した後に、申込みをしてください。

※住所が確定していない場合は、お申込みができませんのでご注意下さい。

※4歳児は定員25名のため、入園できないこともあります。

6) 年度途中に入園を希望する方

年度途中に4歳児教育時間または5歳児預かり保育の申込みをした方は、定員に空きがある場合のみ受入可能となります。

令和9年5月以降に利用の場合(受入数に空きがある場合)

受付期間: 利用開始を希望する日の前々月の月末まで

例) 令和9年5月から利用したい場合は、3月31日までに申込をお願いいたします。

※5歳児クラス教育時間の受入れには、定員がありません。随時受付しております。

18) 幼稚園等のおくある質問事例集

よくあるお問合せの内容です。確認してお申込みください！

Q1. 保育所等及び市立幼稚園について(お知らせ)が届きましたが、必ず通わなければならないませんか。

幼稚園は小学校とは違い義務教育ではないため、幼稚園へ必ず通わなければならないわけではありません。幼稚園を希望する場合は、申込手続きをお願いします。詳しくは、24～25ページをご確認ください。

Q2. 行きたい幼稚園を選ぶことはできますか。

市立幼稚園は、住所ごとに校区が指定されていますので選ぶことはできません。ただし、相当な理由により幼稚園を変更したい場合は、保育・幼稚園課までご相談ください。※必ず変更できるわけではありませんので留意ください。

Q3. 市外から沖縄市に引っ越し予定ですが、申し込みできますか。

申込時点で、沖縄市内の引越し先住所が確定している場合は、必要書類をそろえてお申込みができます。詳しくは、29ページをご確認ください。

Q4. 幼稚園は4歳から入園できますか。

市立幼稚園16園のうち9園について、4歳から入園ができます。また、4歳児の入園条件として、登降園の際に保護者(親族等)が送迎できる世帯としています。また、4歳児の預かり保育は行っていません。詳しくは、24～25ページをご確認ください。

Q5. 朝は何時から受け入れできますか。

午前8時15分からの受け入れとなります。時間前には受け入れできませんので注意してください。受け入れ時間について、保育施設等との違いをよくご検討いただきお申込みください。詳しくは、24～25ページをご確認ください。

Q6. 預かり保育に申込みを希望していますが、必ず利用できますか。

各幼稚園の預かり保育は利用定員があるため必ず利用できるわけではありません。受け入れ可能な人数を上回った場合は、申込みされた方の中から保育利用調整基準表に基づき選考し、保育所等と同じく点数の高い(保育の必要性の高い)幼児から順に決定いたします。そのため、必ず午後の預かり保育が必要な方は、5歳児の保育所等の利用希望も併せてご検討ください。詳しくは、24～25ページをご確認ください。

Q7. 仕事の都合で預かり保育の延長を希望していますが、可能ですか。

幼稚園の預かり保育には、延長保育はありません。午後6時30分までとなります。受け入れ時間について、保育所等との違いをよくご確認いただきお申し込みください。詳しくは、24～25ページをご確認ください。

Q8. 預かり保育の送迎は、兄弟姉妹でも可能ですか。

幼児の送迎時の安全面から、必ず保護者(又は、保護者の委任を受けた成人の方)が送迎してください。また、習い事等で一度帰宅した後は、同じ日に再び幼稚園で受入れすることはできません。

Q9. 長期休暇期間(夏休み等)はありますか。

市立幼稚園については、長期休暇(夏休み、秋休み、冬休み、学年末休業日)があります。その期間、預かり保育を利用している幼児については、長期休暇の間も受入れを行っています。ただし、その利用期間中は、給食がないため毎日お弁当持参での利用となります。

Q10. 保育料および預かり保育の利用料を教えてください。

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料および預かり保育は無償となります。ただし、教材費(クレヨンやのり等)やおやつ代などの費用については、別途発生いたします。

Q11. 給食費(副食費)免除の条件を教えてください。

市民税所得割額77,101円未満の世帯、または小学校3学年修了前から数えて第3子以降の幼児が免除の対象になります。※保護者が所得申告を行っていない場合、給食費の免除判定が行えないため、給食費が発生いたしますのでご注意ください。

Q12. 所得申告が未申告の場合はどうしたらいいですか。

所得申告手続きを行う必要がありますので、1月1日時点で居住する市区町村の税務担当課や税務署等にて手続きを行ってください。

Q13. 所得申告を行っていない場合、入所選考等に何か不都合はありますか。

未申告で、市が税額を確認できない場合、給食費の免除判定が行えないため、給食費が発生いたします。また預かり保育の利用調整でも同点の場合に、階層で優先度を定める場合があります(34ページ参照)。所得申告は行っていただきますようお願いいたします。また、自営業で未申告の場合は、入所後でも預かり保育が利用出来なくなる場合があります。

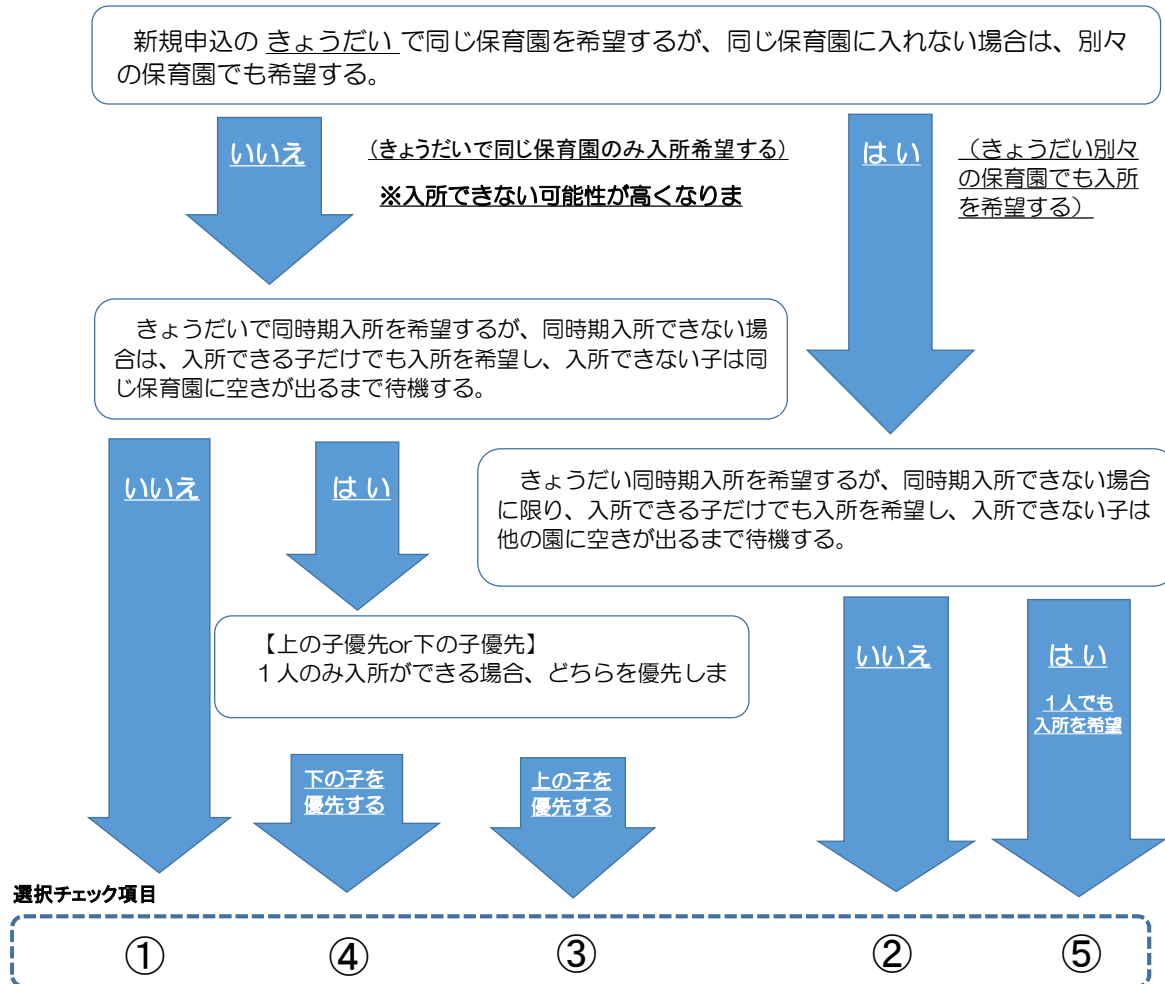
Q14. 申込み後、幼稚園との面談や説明会はありますか。

入園及び預かり保育利用が内定した幼稚園にて、2月中旬に行う予定です。

19) 兄弟姉妹の同時申込について

1. 利用申込書⑥記入方法について（フローチャート）

兄弟姉妹が同時に申し込む場合（新規申し込みが対象）は、同じ園に入所可能かどうかを先に調整いたします。しかし、同じ園での入所が不可能の場合、希望入所時期、希望園によって、入所調整の仕方が異なります。以下のフローチャートを参考に、「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」の「⑥兄弟姉妹の利用に関する確認事項」の欄のいずれかを必ず選択してください。 **※複数選択不可**



チェック項目内容

- ⇒ ① 「同時期に希望する同じ保育所（園）に入所できる場合にのみ入所を希望します。」にチェック
同じ保育所、同じ時期に入所できない場合は、きょうだいともに待機となります。
別々の保育園で空きがある場合でも、どちらも待機となりますので、ご注意ください。
- ⇒ ② 「同時期であれば、別々の保育所（園）でも入所を希望します。」にチェック
同じ保育所に入所できない場合は、きょうだい別々の保育所への入所選考を行います。
ただし、別々の保育所でも同じ時期に入所ができない場合、きょうだいともに待機となります。
- ⇒ ③ 「1番上の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。」にチェック
同時期入所ができない場合は、上の子を優先に入所調整を行います。
下の子が入所できない場合でも、上の子が入所できる場合は、上の子のみ入所となります。
- ⇒ ④ 「1番下の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。」にチェック
同時期入所ができない場合は、下の子を優先に入所調整を行います。
上の子が入所できない場合でも、下の子が入所できる場合は、下の子のみ入所となります。
- ⇒ ⑤ 「1人のみでも入所を希望し、入所できない児童は、別々の保育所（園）でもよいので入所を希望します。」にチェック
同じ保育所に入所できない場合は、きょうだい別々の保育所への入所選考を行います。
別々の保育所でも同じ時期に入所ができない場合でも、入所できるお子さんのみ入所となります。

2. 兄弟姉妹の同時申込に関する入所調整について

兄弟姉妹が同時に申し込む場合（新規申し込みが対象）は、同じ園に入所可能かどうかを先に調整いたします。しかし、同じ園での入所が不可能の場合、希望入所時期、希望園によって、入所調整の仕方が異なりますので、前ページのフローチャートとあわせてご確認ください。

項目No	区 分	チェック名称	優 先	優先内容
①	同時・同園	同時期に希望する同じ保育所（園）に入所できる場合にのみ入所を希望します。	—	—
②	同時・別園	同時期であれば、別々の保育所（園）でも入所を希望します。	入所優先	別々の園でも構わないので、どちらも同時に入所させることを優先する。
③	別時・同園	1人のみでも入所を希望（1番上優先）し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。	同園優先	1人が保留になっても構わないので、同園への入所を優先する。
④	別時・同園	1人のみでも入所を希望（1番下優先）し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所（園）のみを希望します。	同園優先	1人が保留になっても構わないので、同園への入所を優先する。
⑤	別時・別園	1人のみでも入所を希望し、入所できない児童は、別々の保育所（園）でもよいので入所を希望します。	—	—

※「同時・同園」、「同時・別園」を選択した場合は、ひとりの児童に内定が出せる状況でも、もう一方の兄弟姉妹が保留となる場合は、内定が出せる児童についても内定が出せなくなりますので、ご注意ください。

※兄弟姉妹の1人でも保育施設等を利用したときは、育休復帰・求職活動開始が必要となります。申込をしている児童全員が保育施設等を利用しなければ、育休復帰・求職活動開始ができない場合は「同時・同園」もしくは「同時・別園」を選択してください。

《利用調整例1》

児童①

第1希望 Aこども園（○）

第2希望 B保育園（×）

第3希望 C保育園（○）

児童②

第1希望 Aこども園（×）

第2希望 B保育園（○）

第3希望 C保育園（×）

※○：入所案内可

×：保留

●同時・同園の場合⇒同じ園になることが優先のため、どちらも保留

●同時・別園の場合⇒同時入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②はB保育園に内定

●別時・同園の場合⇒同園入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②は保留の上、Aこども園にて待機。

●別時・別園の場合⇒入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②はB保育園に内定

《利用調整例2》

児童①

第1希望 Aこども園（○）

第2希望 B保育園（○）

第3希望 C保育園（○）

児童②

第1希望 Aこども園（×）

第2希望 B保育園（×）

第3希望 C保育園（×）

※○：入所案内可

×：保留

●同時・同園の場合⇒同じ園になることが優先のため、どちらも保留

●同時・別園の場合⇒同時入所を優先するため、どちらも保留

●別時・同園の場合⇒同園入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②は保留の上、Aこども園にて待機。

●別時・別園の場合⇒入所を優先するため、児童①はAこども園、児童②は保留

20) 保育利用調整基準表（点数表）

○ 合 計 点 数 = (a) 基 本 点 数 + (b) 調 整 点 数

※合計点数及び、34ページ(注)事項をもとに入所調整を行います。

	類 型	細 目	適 用				点 数		
							父	母	
①就労	就 労 月64時間以上の就労を常態とする ※自営業を含む (挙証資料がある場合)	月160時間以上の就労を常態とする				20			
		月150時間以上160時間未満の就労を常態とする				19			
		月140時間以上150時間未満の就労を常態とする				18			
		月130時間以上140時間未満の就労を常態とする				17			
		月120時間以上130時間未満の就労を常態とする				16			
		月110時間以上120時間未満の就労を常態とする				15			
		月100時間以上110時間未満の就労を常態とする				14			
		月90時間以上100時間未満の就労を常態とする				13			
		月80時間以上90時間未満の就労を常態とする				12			
		月64時間以上80時間未満の就労を常態とする				10			
		開業届、営業許可証、申告書等の提出がない場合					△2	△2	
②妊娠・出産	妊娠・出産	産前8週(多胎児の場合14週)及び産後8週 (分娩予定日 年 月 日)					15		
③保護者の 疾病・障がい	入 院		長期入院(1箇月以上)				20	20	
	診断書 (保育軽減の必要性)	1週間あたり	A	1日あたり	B	A + B	A + B		
		常時	10	8時間以上	10				
		週4～5日	8	7時間以上8時間未満	8				
		週3日以下	4	5時間以上7時間未満	6				
				5時間未満	4				
	身体・精神障害	1・2級				22	22		
		3級				18	18		
		4級以下				10	10		
	知的障害	最重度(A1)及び重度(A2)				22	22		
		中度(B1)				18	18		
		軽度(B2)				10	10		
	④親族の看護・ 介護等	看護及び介護	身 体	生活全般において、全面的な介助が必要				20	20
				入浴・排泄・衣類の着脱など日常行為の多くに全面的な介助が必要				20	20
起き上がり、寝返りが自分ではできず、排泄・入浴・衣類の着脱などに介助が必要				20	20				
起き上がり、寝返りが自分では難しく、排泄・入浴・衣類の着脱の一部又は全部の介助が必要				16	16				
立ち上がりや歩行が安定しない。排泄、入浴などに一部介助が必要				10	10				
基本的に日常生活は営めるが、入浴等により一部介助が必要				6	6				
基本的に日常生活は営めるが、見守りを要する				4	4				
精 神		精神的な疾患により情動が極めて不安定なため常時の看護が必要				20	20		
		精神的な疾患により情動が不安定なため一部の看護が必要				10	10		
		基本的に日常生活は営めるが 精神的な疾患があり、見守りを要する				4	4		
親子通園		発達支援センターから保育所入所配慮願(文書)が発出された場合				4	4		
⑤災害復旧等	災害等	震災、風水害、火災等による家屋喪失等の場合、その復旧までの間				20	20		
⑥求職活動	求職中	生計中心者の失業により就労の必要性が高い				12	12		
		上記以外の場合の求職中				4	4		
⑦就 学	学 生	学校教育法に定められている学校に通学している場合				18	18		
		就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校等に就学している場合(①就労の点数に準じる)							
		通信教育・通信制大学等の学生(就職につながるものに限る)				6	6		
⑧緊急受入 (虐待やDV等)	要保護児童	「特別の支援を要する家庭」であること(H16.8.13雇児発第0813003号)				100			
		こども相談・健康課から保育所入所配慮願(文書)が発出された世帯				100			

保 育 利 用 調 整 基 準 表

内 容		点 数
(b) 調 整 点 数	保育の代替手段	小規模保育事業等の卒園児で連携施設以外の保育所等へ入園を希望する場合 兄弟姉妹が利用している保育所等又は小規模保育事業等に転園の申し込みをする場合 ひとり親世帯(死亡、行方不明、拘禁、離婚調停中を含む。事実婚の場合は非該当)
		1
		8
		24
	生活保護世帯	6
	障がい者がいる世帯	4
	両親不存在(要件にあたらな概ね65歳以上の祖父母等が、不存在の両親に代わり養育する場合)	44
	多子世帯(就学前児童が3人以上の世帯)※申込期間最終日時点で生まれていること	2
	里親世帯	4
	両親のいずれか(又は両方)が(a)基本点数において、2つ以上の類型(②⑥⑧を除く)に該当している世帯	2
	兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹がすでに保育所等又は小規模保育事業等に入所していることも同じ保育所を希望する新規申込の場合
		3
		兄弟姉妹がすでに保育所等又は小規模保育事業等に入所していることも新規申込の場合
		2
		多胎児申込みの場合(申込み児童の多胎児兄弟姉妹1人につき2点を加点)※新規に限る
	就労の状況	単身赴任(沖縄本島外)
		2
		育児休業から復帰する場合(育児休業取得対象児童が2歳になる月の月末まで加点) ※育児取得対象子どもの申請のみ
		1
		保育士・幼稚園教諭・看護師・准看護師・保健師資格・子育て支援員を有し、市内外の保育所等又は小規模保育事業等及び認可に移行する市内の認可外保育施設で現に就労している又は就労を予定(内定者)している場合 ※加点の対象となるのは、保育所等又は小規模保育事業等に入所していない児童に限り、入所月に就労していることが条件となる
		20
		保育士・幼稚園教諭・看護師・准看護師・保健師資格を有し、市内外の認可外保育施設で現に就労している又は就労を予定(内定者)している場合 ※加点の対象となるのは、保育所等又は小規模保育事業等に入所していない児童に限り、入所月に就労していることが条件となる
		10
		保育士・幼稚園教諭・教員免許・社会福祉士資格または放課後児童支援員の資格を有し、市内外の放課後児童クラブで現に就労している又は就労を予定(内定者)している場合 ※加点の対象となるのは、保育所等又は小規模保育事業等に入所していない児童に限り、入所月に就労していることが条件となる
		5
		すべての保護者が常態的に18:30以降の就労があり、夜間保育を行う保育所等への入所を希望する場合
		5
		今年度及び前年度の申請において虚偽の申請をしたことがある者
		△6
	妊娠・出産の状況	同一世帯内に保育できる親族がない状況のなか、切迫等で入所の緊急性が高く、出産後2箇月までの期間の入所を希望する場合
		50
	その他	継続在園児 ※現に利用する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を新年度においても、継続して利用を希望する園児 ※小規模保育事業所等を卒園し、新年度において、連携施設の利用を希望する園児 ※認可に移行する市内の認可外保育施設を市が指定する期日時点で利用しており、認可に移行した当該認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所等の利用を希望する園児(広域利用を除く)
		200
		希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる ※0・1歳児クラスの新規申込児童のみ
		△300
		別居親族の看護・介護(同居の基本点数各項目から減点)
		△2
		こどもが障がい等を有しており、保育所等での集団保育がこどもの発達上必要と認められるとき(発達支援保育申込児童で、必要な審査を経て入所決定した児童)
		100
		保育利用を希望する年度に親子通園を必要とする発達支援関連施設に通園予定若しくは通園希望の兄弟姉妹がいる場合
		12
		小規模保育事業等において、卒園後の受け皿となる連携施設が確保できていない場合 ※特別保育所型事業所内保育事業者が実施する保育所型事業所内保育事業所を利用する園児を除く
		150
		5歳児保育の受入ができない施設に在園する児童 ※特別保育所型事業所内保育事業者が実施する保育所型事業所内保育事業所を利用する園児を除く ※5歳児定員＜4歳児定員の児童で継続入所ができなかった場合
		100

(注)

- 評点数は基本点数(a)と調整点数(b)を合算したものとする。
- 基本点数は保護者それぞれの点数を合算する。この場合において、該当する類型が複数ある場合はより点数の高い類型を採用する。ただし、産後期間が4月1日と重なっている場合は、妊娠・出産での点数を付与する。
- 調整点数中における小規模保育事業等とは、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業とする。
- 調整点数中における保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園とする。
- 就労の場合の勤務時間は、すべて休憩時間を含むものとし、通勤時間や時間外勤務時間は含めないこととする。
- 調整点数中における認可に移行する市内の認可外保育施設とは、本市の認可外保育施設支援事業等により認可化移行に取り組んでいる認可外保育施設とする。
- 評点数が同一の場合は、次の各号に掲げる世帯を選考し、選考の順位は当該各号の順位とする。
 - ひとり親世帯 > (2)障がい世帯 > (3)就学前児童の多い世帯
 - > (4)在園児に兄弟姉妹がいる世帯 > (5)保育料階層が低い世帯
 - > (6)保護者が教育・保育の従事者として、市内の教育・保育施設(認可外保育施設を含む)で勤務している世帯
 - > (7)保護者が放課後児童支援員として、市内の放課後児童クラブで勤務している世帯
 - > (8)保育料の滞納がない世帯
 - > (9)支給要件のない親族等と同居していない世帯
 - > (10)沖縄市認可保育所への申込みをし、その待機期間が長い世帯
 - > (11)当該保育所等、小規模保育事業等、認可に移行する認可外保育施設の希望順位が高い世帯
- 保育利用調整基準による入所する児童の選考は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等の施設や職員の配置状況を踏まえた受け入れ可能な児童数を上回る利用希望がある際、保育の必要度の高い順に入所児童を受け入れるために行うこととする。

21) 利用申込書記入例

令和9年度

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書（現況届） 兼 利用申込書

沖縄市長様

裏面の同意事項を確認し、保護者名をご記入ください。

申請保護者氏名 **沖縄 一郎**

※裏面の同意事項に同意の上、申請します。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等にかかる認定申請と利用申請を併せて行います。

区分	☒ 認定申請かつ利用申込		☐ 認定申請のみ	
申請にかかる 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏 名 おきなわ たろう 沖縄 太郎	生 年 月 日 令和3 年 4 月 2 日	性 別 ☒ 男 ☐ 女	連絡先をご記入ください。 就労中の方は勤務先の連絡先もご記入ください。
	現 住 所 沖縄市仲宗根町〇〇丁目〇〇番〇〇号 (1月1日時点の住所) ※現住所と異なる場合に記入してください。			
連 絡 先	(父携帯番号) 090 - 0000 - △△△△	(母携帯番号) 090 - 0000 - △△□□		
	父 (勤務先名称) 株式会社 〇〇〇	(勤務先番号) 098 - 000 - △△△△	母 (勤務先名称) 有限会社 △△△	(勤務先番号) 098 - 000 - △△□□

保育の利用を必要とする理由など・申請児童の保育の状況（該当する項目全てに☑をつけてください。）

保育を必要とする理由	1. 就労している	☒ 父	☒ 母	☐ その他（ ）	申請児童の保育状況 ☒ 保育所(園)入所中 〇〇〇 保育所(園) ☐ 一時保育 ☐ 一時預かり ☐ 幼稚園 ☐ その他
	2. 自営業している	☐ 父	☐ 母	☐ その他（ ）	
	3. 病気・障がい	☐ 父	☐ 母	☐ その他（ ）	
	4. 母親の出産	☐ 母	予定日（ 年 月 日）		
	5. 病人の看護等	☐ 父	☐ 母	☐ その他（ ）	
	6. 求職中	☐ 父	☐ 母	☐ その他（ ）	
	7. 在学している	☐ 父	☐ 母	☐ その他（ ）	
	8. 育児休暇中	☐ 父	☐ 母	☐ その他（ ）	
	9. その他				

保育を必要とする理由について該当する項目に必ず☑してください。
チェック内容毎に提出書類が変わります。
※入園案内9ページ又は27ページをご確認ください。

※幼稚園(預かり保育希望なし)のみ希望する場合は☑不要です。

①利用を希望する施設名、希望する期間等（園番号については、入園案内(P.17～22 保育所等一覧、P.24 公立(沖縄市立)幼稚園)を参考に該当番号をご記入ください。）

利用希望する施設	希望施設名	園番号	希望施設	園番号
第1希望	越来保育所	1		
第2希望	越来幼稚園	47		
第3希望	胡屋あけぼの保育所	7		
第4希望				
第5希望				
第6希望				
第7希望				
第8希望				
第9希望				
第10希望				

公立幼稚園を希望する場合、☐ 午後の預かりを希望する ☐ 午前中のみ利用する（13時30分まで）
※☑チェックがない場合は教育標準時間の利用申込みとなり、預かり保育は利用できません。

発達支援保育申請の有無 ☒ 申請していない ☐ 申請した ☐ 利用中 **幼稚園の特別支援申請の有無** ☒ 申請していない ☐ 申請した ☐ 利用中

発達支援保育・特別な支援申請理由 (例: 疾患があるため等)
※発達支援保育は、治療や訓練、1対1の保育ではなく、集団保育可能な子に心身の発達を促す丁寧な保育です。

利用希望期間 **令和9 年 4 月 1 日** ～ **令和10 年 3 月 31 日** ※年度内の期間
例: 令和〇年4月1日～令和△年3月31日

育休延長の可否 ☐ 育休延長により他の入園希望者を優先的に案内することに了承できます。
(☑チェックを入れた場合、他の入園希望者を優先的に案内いたします。)

公立幼稚園を希望する方は、午後の預かり保育を希望するかどうか、該当する項目に☑してください。

幼稚園特別支援申請状況について、該当する項目に☑してください。

発達支援保育申請状況について、該当する項目に☑してください。

すべての項目をよく読み、該当する項目に☑してください。

下記の世帯状況に該当する場合は、該当する項目に☑してください。
※世帯の状況によって提出が必要な書類があります。入園案内10ページまたは、28ページをご確認ください。

② 児童の発育状況（該当する項目に ☑ をつけてください。）

発 育 状 況	☒ 良好
	☐ アレルギー有 種類 () エビペン所持の有・無 ☐ あり ☐ なし 除去食の必要性 ☐ あり ☐ なし
	☐ 定期的な通院有 (理由:)
	☐ 薬の服用(種類) ()
	☐ 障害児通所支援事業受給者証有
	☐ 発達に関する関係機関等への通所有 親子通園の有無 あり ・ なし (機関・施設名:)

※発育の状況により、市の
臨床心理士等による子
どもの健康状態の確認を
行う場合があります。

③ 世帯状況（該当する項目に ☑ をつけてください。）

☐ 生活保護世帯 (年 月 日 保護開始) →被保護証明書の添付	☐ ひとり親世帯	☐ 離別	☐ 死別	☐ 未婚
☐ 児童扶養手当 →児童扶養手当証書(写し)の添付	☐ あり	☐ なし	☐ 申請中	
☐ 世帯に障がい者がいる	☐ 申込児童本人	☐ その他		
氏名 ()	続柄()			
→ 障害者手帳・特別児童扶養手当 障害認定通知書等(写し)の添付 ☐ 身障 ☐ 精神 ☐ 療育 ☐ 特児				
☐ 年金受給有	☐ 障害	☐ 遺族		
→障害年金証書・遺族年金証書(写し)の添付				

④ 家庭の状況（続柄、性別、同居・別居など該当する項目に ☑ をつけて下さい。）

マイナンバーの記入については、保護者（父母及び生計の中心者等）と申請する子どものみ記入してください。

区 分	(ふりがな) 氏 名 マイナンバー	申込児童 との続柄	生年月日(和暦)	性別	職種・ 学校名等	居住 状況
児 童 の 世 帯 員	おきなわ いちろう 沖縄 一郎 マイナンバー 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	☒ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()	平成 5 年 5 月 1 日	☒ 男 ☐ 女	会社員	☒ 同 居 ☐ 別 居
	おきなわ いちご 沖縄 一子 マイナンバー 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	☐ 父 ☒ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()	平成 5 年 10 月 1 日	☐ 男 ☒ 女	会社員	☒ 同 居 ☐ 別 居
	おきなわ たろう 沖縄 太郎 マイナンバー	☐ 父 ☐ 母 ☒ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()	令和 3 年 4 月 2 日	☒ 男 ☐ 女		☒ 同 居 ☐ 別 居
	おきなわ ほなご 沖縄 花子 マイナンバー	☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☒ 妹 ☐ その他 ()	令和 5 年 7 月 1 日	☐ 男 ☒ 女		☒ 同 居 ☐ 別 居
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同 居 ☐ 別 居
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同 居 ☐ 別 居
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同 居 ☐ 別 居
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同 居 ☐ 別 居
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同 居 ☐ 別 居
		☐ 父 ☐ 母 ☐ 本人 ☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹 ☐ その他 ()		☐ 男 ☐ 女		☐ 同 居 ☐ 別 居

マイナンバー記入欄は、入園案内10ページ又は28ページを参考に、マイナンバーの記入が必要な方はご記入ください。

希望する項目にチェックしてください。
※記載内容を基に調整いたしますので、入所案内の31～32ページを必ず
ご確認ください。

⑤ 兄弟姉妹の申込・利用状況

兄 弟 姉 妹 の 申 込 ・ 利 用 状 況	名前: 沖縄 花子 (3) 歳 越来 保育所(園) ☐ 入所中 ☐ 新規申込
	名前: () 保育所(園) ☐ 入所中 ☐ 新規申込
	名前: 令和9年4月1日時点の年齢をご記入ください。 ☐ 入所中 ☐ 待機中 ☐ 新規申込

⑥ 兄弟姉妹の利用に関する確認事項（該当する項目に ☑ をつけてください）

※きょうだい児で申込をする方は、記載して下さい。記載内容を基に調整いたしますので、入所案内のP.31～32を必ずご確認ください。

☐ ① 同時期に希望する同じ保育所(園)に入所できる場合にのみ入所を希望します。
☒ ② 同時期であれば、別々の保育所(園)でも入所を希望します。
☐ ③ 1番上の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所(園)のみを希望します。
☐ ④ 1番下の子のみでも入所を希望し、入所できない児童は、入所した兄弟・姉妹と同じ保育所(園)のみを希望します。
☐ ⑤ 1人のみでも入所を希望し、入所できない児童は、別々の保育所(園)でもよいので入所を希望します。

22) 認定こども園等(1号認定)の申込方法について

1号認定で認定こども園等に入園したい場合は、希望施設へ直接入園申込みを行ってください。
施設から入園の承諾（内定）を受ける必要があります。

受付場所：各施設

受付期間：各施設へお問い合わせください

※教育時間（1号認定）終了後に預かり保育を利用する場合は、幼児教育・保育無償化の認定（施設等利用給付認定）を受けることで、預かり保育料の給付を受けることができます（上限額あり）。

- ・認定要件は2ページ参照
- ・無償化の申請については39ページ参照

※公立幼稚園は保育・幼稚園課で入園申込の受付および給付認定の審査を同時に行います。

- ・詳細は25ページ参照

入園申請から決定までの流れ

1. 保護者にて施設へ申込み
入園の承諾（内定）を受けてください



2. 施設から市へ、入園内定者の申請



3. 市にて、支給認定の審査を行い
保護者へ通知を発送

23) 発達支援保育の利用申請について ※申請は保育・幼稚園課まで

令和9年度の発達支援保育利用申請については、令和8年7月31日（金）に受付終了していますが、利用希望される方は、保育・幼稚園課までご相談ください。

※現在認可保育所に入所しており、新たに発達支援保育を希望する児童は、保育所で相談と申込みをお願いします。

発達支援保育をすでに利用している児童については、再度申込みする必要はありません。



沖縄市公式ホームページ

●概要

沖縄市の発達支援保育は、障がいの有無に関わらず、発達に遅れや偏りがある児童に対して、集団の中で加配保育士による支援や見守りを行うことで、児童が安心して過ごし心身の発達や集団適応を促していく丁寧な保育のことです。

※発達支援保育は、発達面に関する訓練や治療をする保育ではありません。

また、つきっきりで1対1の対応をする保育でもありません。

※発達支援保育協議会后、入所調整をおこないます。（保育の必要性の高い方からの案内になります。）

※加配支援員の配置が決定しても、入所決定施設にて加配支援員が雇用できない等の理由で、加配支援員を配置出来ない場合や保育の利用をお待ちいただく（入所保留）場合があります。

●対象

- ・心身の発達（医療的ケア児を含む）に遅れや偏りなどを持っている。
- ・保護者が就労や病気で保育を必要とする。
- ・集団保育が可能で、集団保育の中で個別の配慮（発達の支援）が必要と判断される児童
- ・申請後、相談・発達検査などを実施し、沖縄市発達支援保育協議会において協議・審査を経て支援を決定

24) その他の事業案内



令和8年8月1日現在

事業名および内容	実施場所
①一時預かり事業 *有料 保護者の傷病・入院、出産、事故、冠婚葬祭、リフレッシュその他の理由で、一時的に家庭保育が困難な場合、緊急で保育する事業です。料金は、児童の年齢および預ける時間(半日・1日)により異なります。	1)おきなわ地球こども園 (Tel 923-2424) 2)きらきらこども園Ageda (Tel 923-0377) 3)きらきらこども園 (Tel 938-1633) 4)あいのほしこども園 (Tel 932-4150) 5)カフー美里こども園 (Tel 937-1407) ※認可保育施設の利用者は一時預かりの一般型の利用はできません
②認定こども園における子育て交流事業 認定こども園が、地域の子育て家庭を対象に園庭開放や子育て相談等を行っています。施設によって支援の内容や利用できる曜日等が異なるため、詳しくは施設にご確認ください。	1) 愛星幼稚園「こひつじクラブ」(Tel 933-5088) 2) おきなわ地球こども園「かんがるー広場」(Tel 923-2424) 3) 認定こども園シャローム (Tel 933-8259) 4) みさとこども園「Charmy(チャーミー)」(Tel 937-1133) 5) あいのほしこども園 (Tel 932-4150) 6) 登川みらいこども園 (Tel 934-3971) 7) 認定こども園めぐみ野保育園 (Tel 938-2036) 8) みちしおこども園 (Tel 938-3171)
③地域子育て支援センター(0歳～5歳)*無料 つどいの広場(0歳～3歳)*無料 公民館や児童館において、子育て中の親子が気軽に集まり、遊びや交流が行える場の提供を行っています。また、子育て家庭に対する子育て講座や保育士による育児相談も行っています。詳しくは、施設にご確認ください。	■地域子育て支援センター 1) あけぼの子育て支援センター (Tel 933-9330)※公立 2) たんぽぽ保育園「たんぽぽ広場」(Tel 934-3568) ■つどいの広場 1) つどいの広場 あわせ(泡瀬第三公民館) 月・火・金 2) つどいの広場 池原(池原公民館) 月・水・金 3) つどいの広場 中の町(中の町公民館) 火・木・金 4) 出張ひろば(宮里児童センター) 水・木
④病児保育(0歳～小学3年生)*有料 保育所の通所の有無に関わらず、病气中又は病気の回復期であるため集団保育等が困難なお子さんを、保護者の勤務等の都合によって家庭での保育ができないときに、一時的にお預かりします。 *生活保護世帯、非課税世帯の場合、利用料の免除を受けることができます。(昼食代はお支払いいただきます。) 免除申請は、利用前に沖縄市役所 保育・幼稚園課へお申込みください。 <u>*課税世帯の場合は、直接、病院へお申込みください。</u>	1) 中部徳洲会病院(小児健康支援センター) Tel 098-932-1110 *利用方法: 直接中部徳洲会病院へお申込み *利用時間: 月～金 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00 (休み 日曜・祝祭日及び年末年始) *利用料金: 1日/2,500円(昼食代込) 半日/1,500円(昼食代込) *受診後の利用となります。 2) 中頭総合ちばなクリニック(病児保育 よつぱルーム) Tel 098-923-1710 *利用方法: 直接ちばなクリニックへお申込み *利用時間: 月～金 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00 (休み 日曜・祝祭日及び年末年始) *利用料金: 1日/2,500円(昼食代込) 半日/1,500円(昼食代込)
⑤沖縄市ファミリーサポートセンター*有料*要事前予約 『子育ての手助けをしてほしい』『子育ての手助けをしたい』という人たちが地域で相互援助活動を行う会員組織です。(おねがい会員・まかせて会員・どっちも会員のいずれかに登録して利用します。)	■沖縄市ファミリー・サポート・センター Tel 098-921-1234 *利用時間、料金等については、直接お問い合わせください。
⑥こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)*有料 *要事前予約 保育所等に通っていない、0歳6ヶ月～2歳のこどもが、保護者の就労要件や理由を問わず、月10時間を上限に、保育所等を利用できる制度です。	詳細は、下のQRコード(沖縄市ホームページ)をご確認ください 



施設等利用給付認定(幼児教育・保育無償化)について



1) 施設等利用給付認定とは

新制度未移行幼稚園、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターを利用する方が、幼児教育・保育の無償化にかかる給付を受けるためには、沖縄市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。施設等利用給付認定の申請を希望される方は、認定区分および認定要件等をご確認ください。



2) 認定区分および認定要件等について

利用する施設	認定区分	対象となる児童	保育必要事由の有無	その他条件	無償化の対象	無償化対象額 (R8.10.1以降)
新制度未移行幼稚園 (聖母幼稚園・コザ聖母幼稚園など)	新1号認定	満3歳(3歳の誕生日の前日)～5歳児	なし	—	・入園料 ・保育料(教育時間)	28,000円
	新2号認定	3歳児～5歳児 (令和9年4月1日時点の年齢)	あり	—	・入園料 ・保育料(教育時間)	28,000円
					・預かり保育料	1日490円×利用日数 (上限額12,300円)
幼稚園・認定こども園 (預かり保育) (※1)	新3号認定	満3歳(3歳の誕生日の前日)から最初の3月31日までの子ども	あり	市民税 非課税世帯	・入園料 ・保育料(教育時間)	28,000円
					・預かり保育料	1日490円×利用日数 (上限額17,700円)
幼稚園・認定こども園 (預かり保育) (※1)	新2号認定	3歳児～5歳児 (令和9年4月1日時点の年齢)	あり	—	・預かり保育料(※2)	1日490円×利用日数 (上限額12,300円)
	新3号認定	満3歳(3歳の誕生日の前日)から最初の3月31日までの子ども	あり	市民税 非課税世帯	・預かり保育料(※2)	1日490円×利用日数 (上限額17,700円)
・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポートセンター (※3)(※4)	新2号認定	3歳児～5歳児 (令和9年4月1日時点の年齢)	あり	—	・保育料	40,300円
	新3号認定	0歳児～2歳児 (0歳から満3歳となった日以降の3月31日まで)	あり	市民税 非課税世帯	・保育料	45,700円

※1 公立幼稚園の預かり保育については25ページをご確認ください。

※2 所在市町村から預かり保育事業の無償化対象施設である旨の確認を受けている施設が対象。

※3 認可外保育施設について、沖縄県認可外保育施設指導監査基準を満たしている施設かつ所在市町村から無償化の対象施設である旨の確認を受けている施設が対象。

※4 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターは併用して上限額まで無償化を受けられます。

3) 必要書類

認定区分	申請書	保育必要事由	ひとり親世帯 確認書類	非課税世帯確認書類	備考
新1号認定	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）（法第30条の4第1号）	—	該当する世帯のみ （下記の内いずれか1つ） ・児童扶養手当受給者証の写し ・母子父子医療費受給者証の写し ・遺族年金受給者証の写し ・上記のいずれも受給していない場合、戸籍謄本（離婚日が確認でき、3か月以内のもの、写し可）	—	申請書様式等のダウンロードはこちらから 
新2号認定	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）（法第30条の4第2号・第3号）	保育必要事由の認定要件はこちらをご確認ください 		—	
新3号認定				3号認定のみ、下記の内いずれか1つ ・課税証明書（令和8年1月1日時点で、沖縄市に住所登録がない方） ・被保護証明書（生活保護世帯の方） ・W-2 Wage and Tax Statement（軍人軍属の方）	

4) 申請から認定までの流れ

1

利用施設を確認

利用予定の施設等が無償化対応施設かを確認する。



2

申請

申請に必要な書類を揃えて申請

【認定申請受付期間】
認定希望日の1か月前より随時受付
【申請先】
沖縄市役所 保育・幼稚園課 窓口



3

認定

認定が決定すると「施設等利用給付認定通知書」が届きます。通知書に記載されている認定期間をご確認ください。
※5

※5 認定後、認定内容に変更があった場合は、1か月以内に変更届の提出が必要となります。変更届の提出がなく、給付対象の条件に該当しないことが発覚した場合、認定は取り消され無償化の対象外となります。

25) 各種様式一覧

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書（現況届）兼 利用申込書、
及び 同意事項（裏面）
2. 就労証明書 保護者1人につき1枚（必要人数分）
3. 在学証明書
4. 診断書（保護者用）
5. 診断書（看護・介護用）
6. 看護・介護申立書
7. 求職活動（起業準備）状況申立書
8. 転入に関する誓約書
9. 保育所・幼稚園受付調査票

入所・入園案内は、沖縄市公式ホームページからもご確認いただけます

沖縄市公式ホームページからは以下の手順でご確認できます。

＜メニュー＞子育て・教育＞保育園・幼稚園など＞入所・入園案内＞
R9年度保育所等入所、沖縄市立幼稚園入園及び預かり保育のご案内



全国の教育・保育施設検索サイト **ここdeサーチ**

沖縄市内の園だけでなく、全国の保育園、認定こども園、幼稚園などの定員や職員数、開所時間、園の特色等、施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。保育園等の入園を検討している方は是非ご活用ください。

ここdeサーチは、内閣府の委託により、独立行政法人福祉医療機構(WAM)が運用管理を行っております。



検索は

ここdeサーチ



または、

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



26) 必要書類チェックシート

◇共通書類(全員)

(1) 申込書類

	対象者	必要書類	保護者記入
1	全 員	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(現況届) 兼 利用申込書	☐
2	全 員	保育所・幼稚園受付調査票 (世帯で1枚)	☐

(2) 「保育を必要とする事由」を証明する書類

	状況		必要書類	保護者記入	
				父	母
1	就 労	勤 務	①就労証明書【所定の様式】 ※就職内定の方については、4月以降も継続で勤務していることがわかる証明書を提出していただきます。	☐	☐
		自営業	①就労証明書【所定の様式】 ※項目5.雇用形態に☑を入れて下さい。 (開業初年度の方)開業届や営業許可証 または 商工会議所や組合等による証明	☐	☐
			(開業2年目以降で、市外で申告された方)営業収入が記載されている申告書の写し	☐	☐
2	疾病・障害	疾 病	①医師の診断書(保護者用)【所定の様式】	☐	☐
		障 害	①～③のいずれかひとつ ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳	☐	☐
3	親族の介護・看護等		①医師の診断書(看護・介護用)【所定の様式】 ②看護・介護申立書【所定の様式】	☐	☐
4	就 学		①在学証明書【所定の様式】 ②時間割やカリキュラム等の写し	☐	☐
5	妊娠・出産		①親子健康手帳(母子手帳)の分娩予定日が記載されているページの写し ※切迫早産等での申請の場合は医師の診断書(保護者用)【所定の様式】	☐	☐
6	災害復旧等		①罹災証明書	☐	☐
7	求職活動		①求職活動(起業準備)状況申立書【所定の様式】	☐	☐
8	育児休業		①就労証明書【所定の様式】 ※育児休業期間が記入されているかご確認ください。	☐	☐
9	みなし育児休業		①申立書【所定の様式】※内容を確認のうえ、所定の様式をお渡しします。窓口までお越しください。	☐	☐
10	その他		①申立書【所定の様式】※内容を確認のうえ、所定の様式をお渡しします。窓口までお越しください。	☐	☐

◇追加書類(該当する方のみ)

(3) 世帯状況に応じて必要となる書類

	状況	必要書類	保護者記入
1	離婚調停中	離婚調停中関係の書類	☐
2	ひとり親世帯	①～④のいずれか1つの提出 ①「戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)」の写し ②「児童扶養手当証書」の写し ③「母子父子医療費受給者証」の写し ④「遺族年金証書」の写し	☐
3	障がい者(児)のいる世帯	①～⑤のいずれか1つの提出 ①「身体障害者手帳」の写し ②「精神障害者保健福祉手帳」の写し ③「療育手帳」の写し ④「特別児童扶養手当 障害認定通知書」または「特別児童扶養手当有期再認定通知書」の写し ⑤「障害年金証書」の写し	☐
4	生活保護世帯	①「被保護証明書」	☐
5	申込時点で沖縄市に住所登録がない方(転入予定者・市外在住保護者・単身赴任者の方)	①～②のいずれか1つ、および③・④を提出 ①利用申込書の「④家庭の状況」欄にマイナンバーを記載。 ②マイナンバーの記載ができない方は、「令和8年度 課税証明書」。 ※令和9年1月1日時点で沖縄市に住所がない場合は、令和9年度分も後日提出 ③転入に関する誓約書【所定の様式】 ④「賃貸借契約書」の写しなど、転入先の住所、転入予定日が確認できるもの	☐
6	軍人・軍属の方	・2025 W-2 Wage and Tax Statement の写し (令和7年分の収入が確認できるもの) ・2026 W-2 Wage and Tax Statement の写し (令和8年分の収入が確認できるもの) ※2026W-2は令和9年6月頃までに提出	☐
7	保育施設・放課後児童クラブに就労の方	以下の資格等を有している場合は、①～⑧のいずれか1つの写しを提出 ①保育士 ②子育て支援員 ③幼稚園教諭 ④教員免許 ⑤社会福祉士 ⑥放課後児童支援員 ⑦看護師・准看護師 ⑧保健師	☐